

参議院内閣委員会会議録第三十一号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)午後
二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

中川 以良君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
田畑 金光君
木島 虎藏君
衆議院議員 高橋 等君

国務大臣

厚生大臣 川崎 秀二君
国務大臣 大久保留次郎君

政府委員

総理府恩給局長 三橋 則雄君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(山下義信君外三
名発議)

○恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまよ
り内閣委員会を開会いたします。

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(参議院第二号)、恩給
法の一部を改正する法律の一部を改正
する法律案(衆議院第二号)を一括して議
題といたします。

○加瀬完君 大久保国務大臣にお伺い
をいたしますが、先般提案者の高橋衆
議院議員から、この法律の一部を改正
する提案理由につきましても御説明
がありまして、その折提案者といいたし
ましては、社会保障制度審議会の答申
というものが、意見書というものが昭
和二十七年の十二月の二十三日に出さ
れておるのだが、これについての御見
解はというふうな点を御質問申し上げ
たのであります。すると、提案者の高
橋さんの方から、もちろんそういうもの
を十分検討をしておるが、すでに軍
人恩給というものは法律で決定さ
れておるのであるし、今度の提案はそ
の今までの軍人恩給の点を改正して行
くことを目的としておったのである。

ですから直接社会保障制度審議会の答
申あるいは意見書についてどうこうと
いうふうな、それを主に社会保障制度
というものを考えたのではないというふう
な意味のお話があつて、これは議員提案
の立場においては、一応うなずける点で
ございまして、しかもこういう議員提案
として法律案が出るという点でござい
まして、政治の側におきましては意見書と
いうものが出ておりました、それに

よつて軍人恩給というものが先般復活
いたしましたわけですが、この社
会保障制度審議会の意見というものと
軍人恩給の施行というものは何かま
だ割り切れないものがあるんじゃない
かというところが一部世論になつてお
るわけでございます。そこでさらにそれ
が政府からも修正されるようなことも
なく、またさらに軍人恩給の改正とい
うことで法律案が提案されておるわけ
なんです。政府の側といいた
しましては、社会保障制度審議会の答
申というものと、今度さらに恩給法の
一部を改正する法律の一部を改正する
法律案を出された趣旨というものを
持つておられますか、それをまず伺
いたいと思ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 恩給法
についての説明であります。これは
もう前からたびたび繰り返されてお
りますので、私からあらためて申す必
要はないかと思ひます。恩給制度の根
本は公務員というものが前提になつて
いるように思ひます。これは文官にせ
よ、武官にせよ、公務員としての国家
に対する特殊の地位のために、国家か
ら退職後給されるものがすなわち恩給
であります。公務員という前提はど
うしても必要だと思ふのであります。

ところが社会保障制度におけるいわゆ
る社会保障制度審議会の答申に盛られ
ている点は、これは国民全体の問題で
ありまして、公務員とか、あるいは何
とかというものが前提になつて

いないのであります。国家が国民の生
活を保障しなくちゃならぬという義務
に基いてやるのがすなわち社会保障制
度であらうと思ふのであります。そこ
に出発点が少し違つておる。今日の恩
給制度は、前に申しました通り、公務
員というものが前提になつて給与され
るものがすなわち恩給であります。し
ども、公務員でなく国民として生活を
救うために給与されるものが社会保障
制度であります。そこで将来これをど
ういう工合に両者を統一するかどうか
の、私はこれから問題であらうと思
ひます。實を申せば、よく引き合
ひに出される公務員制度調査会にお
いても、恩給問題についてこういう問題
に觸れております議論が出ております。

軍人と普通公務員の恩給を同時にすべ
きか、あるいは分けるべきかという一
つの議論を出しております。従つて将
来の問題として、社会保障制度と恩給
制度というものは何らかの点において
調和して行かなくてはならぬであらう
と想像いたしますが、そこで今直ちに
これを二つを一緒にしてやりましたな
らば、私は今日の恩給を給されてお
る人の心理状態から考えまして、直ちに
喜ぶことはない、喜ばぬのじゃない
か、こういう感じも持つておるのであ
ります。でありますから、適当な時期
にこの両方の思想の調和ができた機会
に、あるいは調和をはかつて、両方の
制度を調和して行くのが私どもの将来
とすべき道ではなからうかと、こうい
う考えを持っておりますが、現在の状

況におきましては、先に申しました通
り、その出発の根本の基礎が違つてお
りますから、今直ちに両方を同一にす
るということは、ちょっと困難じゃな
いかと考えております。

○加瀬完君 私の質問がちょっと抽象
的でございましたので、誤解のないよ
うに、もう一度申し上げたいのであり
ますが、一般の公務員の恩給でありま
すとか、軍人恩給というものの反対と
か、賛成とか、こういう立場を私は打
ち出してはまだおらないのでありま
す。そうではなくて、恩給制度とい
うものから考えるならば、あるいは高橋
さんの御提案のような筋が立つかもし
れない。しかし政府といいたしまして
は、社会保障制度審議会から、この恩
給というものの制度というものは、さ
らに国民的公平を欠くようになるおそ
れがあるんじゃないか。なおわが国の
産業構造の特殊性と憲法の精神に顧み
るときは、国家が行う社会保障制度で
ある以上は、まず最初に保護せらるべ
き零細企業における被用者、農民及び
その他の弱小自営者というものが包含
されなくては、社会保障制度としては
どうも筋が立たないんじゃないか、こ
ういふ指摘もあるわけでありまして、そ
こで恩給制度というものがあつたわけ
でございますから、それに旧軍人、軍
属、こういう関係者を復活して行く
のも一つの意味のないことではござい
ません。そういうふうなことをして参
るならば、当然この社会保障制度審議
会が指摘したような、一般の社会保障

制度というものも上向きに持つて行くという事でなければ、ますます国民的公平というものは欠けてくるという、指摘されたそのまゝの幅がさらに広がることもなると思ふのであります。こういう点、政府は今度の恩給法の改正のような場合、この審議会の指摘された面というものと、一般の公幸というものをどういふふうな調節をして行くかという点について、どんなようなお立場をおとりになられてゐるのか、こういう点を伺いたのであります。

○国務大臣(大久保留次郎君) 社会保障制度審議会の答申というものは、社会保障を中心として論議されて参りましたものであります。私はその考えは尊重すべきものがあると思つております。ただそれだけを進行して、その中に恩給制度を包含したらどうかという議論も起つてくるかも知れません。が、さきに申しました通り、社会保障制度は社会保障制度として存立して、恩給制度は恩給制度として当分存立していき、両方の思想が融和して統一すべき時期に至つたときにおいて私は初めてやつたらどうかという感じを持っております。

○加瀬完君 私は大久保国務大臣個人の御意見を伺う前に、社会保障制度審議会の意見書というものは政府に対して行われたものであつて、もちろんこれは現内閣に対して行われたものではございませんけれども、現内閣におきましても、恩給制度というものを、文官、旧武官にかかわらず問題にする以上は、この社会保障制度審議会の意見というものは一応当然問題として議せられなければならぬものだと思う。そ

ういふ点、今度の恩給法の一部改正法律案の検討に當りまして、この社会保障制度審議会の意見書というものは、閣議あるいは給与関係担当官の間において問題になつたか、ならないか、こういうことを伺いたい。

○国務大臣(大久保留次郎君) 今回の恩給法の改正案には、その表題の示します通り、旧来ありました恩給法の一部を改正し、その率を引き上げたという点に主眼をおいてあるものであります。根本にさかのぼり、根本にふれて社会保障制度と統一し、あるいは融和させるといふまでは及ばなかつたのであります。この点はさきにしばしば申しました通り、適當の機会においてそういう方向に進めなければならぬという感じは持つておりますが、今回の改正については、そこまで改正をいたす余裕はなかつたのであります。ほんとうに恩給法そのものの改正を主眼にしております。

○加瀬完君 社会保障制度審議会というものは、當然政府の諮問機関でありますから、この意見書というものは相當政府としては大きく取り上げなければならぬ性格のものであるといふに私は私どもは考へるで、旧軍人恩給というものの限つてみましても、「戦争遺族家族や傷病者などに対する生活の保障は、當然に優先して考へられねばならない。むしろ現行の戦傷病者遺族年金の金額を引上げるとともに、老令者に対する年金については、定額制を基礎としてこれを支給するなどの措置をとるべきである。」といふような、審議会そのものも、旧軍人の、あるいは戦争犠牲者によります恩給を国民

というものの対して一顧も顧みないという態度は絶対に持つてはならないわけでありまして、その考へ方というものをどういふふうに進むべきかというところを指摘しておるわけでありまして。こういう諸点について十二分にわれわれは……、この前の軍人恩給の復活という問題は、旧武官に対する恩給の復活ということに汲々としておりましたから、これは提案者の高橋議員が指摘しておる通りに、いろいろの中にまだ整頓されておらない部分もあつたかもしれない。それらの一部がこういう形になつて法案に表わされて来たということにも考へられるのであります。しかしながら、政府は政府として、ああいふ形によつて行なわれました現行法というものと、この社会保障制度審議会の意見というものと何か調節するといふ配慮というものが當然勘がなければならぬものだと思ふのです。そういう点、これは議員提案として一部を改正する法律として恩給法ということに限つて出されたものだから、それはこの改正でいいじゃないかということであつては、出されました社会保障制度審議会の意見というものは全然政府によつて顧慮されておらないといふことに私はなると思ふ。こういう立場で恩給というものが考へられて参りましては、国民が一般に持つておられるところの恩給受給者に対する不満は、社会保障の足りない点と恩給受給者との間の感覚の相違合せ、こういうたような点について、全然問題がそのまま残つてしまふ、こういう一部の国民の聲が当然起ると思ふ。これらに対して、政府はどういふふうな御見解をお持ちでございますか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 恩給法と密接な関係を持つております。今あなたのおっしゃられました援護法、これは当然姉妹関係と言いますか、兄弟関係と言いますか、軍人恩給支給については密接な関係がありますので、これらの援護法の関係の範囲におきましては十分連絡をとり、調整を保たなければならぬという考へでやつております。一般的の援護法を離れたそれ以外の広い意味の社会保障制度、こゝまではまだ考へは及ばなかつた。しかし、またそこまでやるだけの考へはなかつたので、それは将来の問題に残して、今回の改正においては、主として援護法関係及び恩給の関係の法案の改正にしたいと考へておるのであります。それといつて、決して前の社会保障制度の審議会の答申を、これを無視するといふわけではない。やはりおのずから時期があるという考へを持つております。

○加瀬完君 具体的な点について質問を進めて参りたいと存じます。提案者の高橋さんと国務大臣のお二人に伺いたいのでございますが、この提案理由と申しましうか、この一部改正の目的と言いますものは、主として旧軍人か戦争犠牲者で、非常な犠牲を受けたわけであるから、これを救済したい、あるいはこれに對して遺族の方々をこゝうしたい、こういうことが大体おもな目的というふうな提案理由の御説明からは受け取つたのでございまして、それでよろしいと思ひます。うか。

○衆議院議員(高橋等君) 大体お説の通りでございまして。なお戦争の犠牲者、ことに戦没者の遺族、傷病者、旧軍人の方々に對しましては、國家補償とい

う觀念に立脚をして問題を解決したい、こういう趣旨でございまして。それでこの改正は、先ほども御理解をいただいておるよう思ひますが、昭和二十八年の恩給法の改正のときに、國家財政の見地からその金額は低いところにおかれておりましたのを、これを文官と均衡のとれるようにしたい、こういう点が主たる考へでございまして、立法の根本精神は、結局昭和二十八年の恩給法改正当時の思想を引き継いでおる、こう考へ願ひたいのであります。

○加瀬完君 そういたしますと、提案者といひましたは、戦争犠牲者というものをどういふふうな犠牲順序と申しましようか、犠牲の順序というものをどんなふうにお考へになられたのでありますか。

○衆議院議員(高橋等君) 沿革的に申しますと、ポツダム六・八勅令によりまして、これらの人々に給されておりました恩給が、御存じのように、停止になつた。そこで今日本が独立を先般いたしました際に、とにかくこれらの方々に恩給として國家補償を復活とはつきり言ひ切れるものかと思ひますが、一応私は新しい時代の要請にこたへながら復活をするという考へ方の上に、この恩給法の改正が二十八年に行われておるのであります。従つてその一般の戦争犠牲者の方々につきましても、それぞれこれは國力の許す限りの方法を講ずる必要があると私は考へますけれども、特にこれらの人々は、沿革的に見ましても、またその犠牲の点におきましても、優先的にこれは考へて行かねばならぬ問題と、私は考へておりますし、今申し上げま

したような、ボツダム六・八勅令で停止せられたものであるという沿革にも重点を置いて、前回の恩給法の改正が行われた、こう考えております。

○加瀬完君 これは一応二十八年に制定された恩給法の一部を改正する法律案の提案者であります。高橋さんに、二十八年決議されました軍人恩給そのものの経過なり、あるいは理由なりというものを伺うことは当を得ないということは十分承知をいたしております。しかしお答えできる範囲においてお答えいただきたいと思いますし、主としてこの点は久保田務大臣に伺いたいと思っておりますが、政府も、今提案者の御説明のように、戦争犠牲者に対する国家補償をするのだ、そこで戦争犠牲者に対する国家補償というところであると、いろいろ方法もあるだろうけれども、一応歴史的に見て、経過的に見て、軍人恩給を受給されておられた者の復活というものを、戦争犠牲者の国家補償の第一歩として考えられたものが、二十八年の軍人恩給の復活であり、そこでこのたびはそれを修正したのだ、こういうお立場をおとりになっているのでございませうか、大臣も戦争犠牲者の国家補償として軍人恩給というものを考えておる、こういうふうな考えでよろしいと思いませんか。

○國務大臣(大久保留次郎君) これは国家補償という定義が必ずしもなく、参りますが、言葉によつては国家補償といふ言葉を使つてもあえて私も差つかないと思ひます。根本の観念は国家補償にせよ、何にせよ、前提としてききに申しました通り、公務員云々ということが前提になつておりますからして、その条件のもとに國が補償

するのだといへば国家補償という言葉を使つても私はあえて異論はないのであります。今回の改正の根本は平たく言へば、前の軍人に与えられた権利の復活ということとを言うのも一つの理屈であると思ひますが、法的根拠からいへば、これは一たん切れた恩給を改めて法律によつて給付するのだ、だからして前の継続にあらずして、新しい法律によつて給付制度を作つたんだ、こういう解釈も私はとり得ると思つております。二十八年度の法律は、まあこれはどちらにせよ、事實は高橋さんの言われた通り、旧軍人の犠牲者に対して國家が給付制度をもつて救済するといふ根本の思想と見てよい。しかもその給付が一般の文官と比べて低い、均衡がとれぬ。ことに従来支給しておつた給付に比べて権衡がとれぬといふので増額しようといふ問題が起つてきたことと思ひます。

○加瀬完君 私の何つておりますものは、社会保障制度審議會は軍人恩給の復活といふものについて、ただ軍人恩給をそのまま復活させるということでは、社会保障制度審議會としては異論がある。もつとこの際は立場を変えて、戦争犠牲者に対する国家補償といふならば、立場を変えた形で補償制度といふものを講ずべきだといふ、まあ結論を下せばそういう立場をおとりになつておつたところが軍人恩給が復活した、そしてさらにここに一部の改正が提案された。そこで今この軍人恩給といふものの一部改正といふ法案に臨みます。担当大臣といたしましてのお考えは、これは戦争犠牲者に対する国家補償としての恩給の復活であるから、当然この法案は妥当なものである

る、こういうお立場にお立ちになつておられるのか、おられないのか、それだけ伺へばいいのであります。

○國務大臣(大久保留次郎君) 私はこれを社会保障でなく国家補償という意味が、さつき申しました通り、私も言いました通りの国家補償という意味ならば、国家補償のための復活であるといつても差つかない、こう考へるであります。

○加瀬完君 そうすると、戦争犠牲者に対する国家補償というお立場は提案者と同じお立場でございませう。

○國務大臣(大久保留次郎君) そう解

釈していいと思ひます。

○加瀬完君 それなら伺ひますが、戦争犠牲者に対する国家補償としての恩給の復活といふことであるならば、恩給の復活と云ひますか、階級と言ひますか、そういうものは戦争犠牲者といふものに対して正比例したところの國家補償でなければならぬと思ひます。逆にいうならば、大將、中將、少將、下士官、兵といふものがありまして、戦争犠牲者といふものから考へて大將が一番上で兵隊が一番下であるといふ理論は戦争犠牲者の上から成り立たない。しかしこの軍人恩給といふものを見ますと、これは旧来の旧軍人恩給の階級といふものをそのまま認めておる。一応大筋としては認めております。そうなたで参りますと、旧軍人の恩給のただ歴史的な復活だといふのが非常に強くて、戦争犠牲者に対する國家補償といふところの、何と申しますか、心づかいといふものをわれわれ現行法からも、新しい一部改正案からも発見することもできない。この点大臣はどういうお考えでございませうか。

○國務大臣(大久保留次郎君) それも私は考えようと思つております。今日の恩給法の制度が大將、中將、少將、将官、佐官、尉官といふふうな、あるいは兵卒までつとあります。これが現在の恩給制度に歴然として規定されておる事實でありまして、これの改正に當つては、これを全部社会保障の見地から直すといふことは、これは容易な話じやないのであります。そればかりでなくて、これをそういう工合にしたならば、今日の恩給の給付体系といふものが非常に混乱する、乱れてしまふ。ですから私は國家補償にせよ、恩給法の改正にせよ、これを直すにつきましては、なるべく現在の給付体系、しかもそれは空想じやないのです。事實に基いた給付体系をなるべくくずさずに行きたいといふ念願のもとに改正を行つたと思ひます。必ずしもあなたの言う通り、全部これを根本的に直して、戦争犠牲者だから一律にせよという議論があるかも知れませんが、これは私は給付体系上好ましくないかと存じまして、現在の制度を維持しておる次第であります。

○加瀬完君 議論になりまして恐縮でございませうが、私が伺ひたいと思つておりました前提は、戦争犠牲者に対する國家補償である、こういうことであるならば、その戦争犠牲者の多い、少ない弱、こういうものが一応補償の基準といふものに決定されて参らなければならぬものだと思ひます。それで、これは議論になりまして、具体的に、しかしこれは議論になりまして、次の質問を申し上げます。とにかく戦争犠牲者に対する國家補償をしようといふ考えであつたとするならば、政府におきましては、戦争犠牲者を救済しなければならぬ事項といふものをどんなものをお考えになつて、あるいはどんな話し合いをされたか、こういう具体的な点について伺ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) 今回の軍人の恩給が復活しました、復活という言葉を使うのが妥当でないかどうかは別として、二十八年にできました。そのできまして、ただ漫然と作つたのではないかと、ただ漫然当時の識者を集めてその標準ができた。これがその当時の軍人恩給復活の特別例審議會と言ひますか、ちょうど社会保障制度審議會のような審議會があつて、この審議會の議論に基いてこの軍人恩給の制度はできておるのであります。そのとき一番重きをおいたのは何かと申しますと、遺家族であります。遺家族をまつ先に救護しなければならぬ。その次に何に重きをおくかといふと、傷病者、戦争の犠牲になつて傷病になつた人、その次は老令者といふふうな大體の標準ができております。この標準を基礎として今日の恩給制度はできておるであります。私はこの特別審議會の精神は今でも生かしておる、一つの標準として尊重すべきものと信じて、この線に沿つて起案もし、改正もしておる、こういうのであります。

○加瀬完君 恩給特別例審議會の答申といふものは私もどつとぶさに承知をいたしております。そこで遺家族なり、傷病者なり、老令者なりが話題になつたといふことも当然でございませう。しかし高橋さん提案の法律案というも

のを審議するに当りまして、政府の話し合いの中には、恩給特例審議会の話に出ただけの話に尽きておった。もつと極端にいうならば、遺家族、傷病者、令老者といった旧軍人に限ってのみ戦争犠牲者というふうに考えて、あとの戦争犠牲者のいろいろの人々、あるいは戦争犠牲者のいろいろの事項、こういうものについては全然話し合いに出なかつたのか、この点であります。

○國務大臣(大久保寛次郎君) 私の今話ししたのは、軍人恩給復活の根本精神と申しますか、根本の方針を御説明したのであります。今回のここに提案されております恩給法の改正につきましては高橋君の先言われました通り、まづ先に取り上げられた点は、文官との不公平を是正する、従って四号俸引き上げ、ベースの引き上げということが根本になっております。そのほかあるいは公務死の範囲を拡張するとか、一カ年以上通算を入れるとか、そういう範囲はだいたい拡張されておりますのであります。従って従来の恩給法にどこがござつた、及び範囲が狭かつたという、そういう切なる要求をこの点においていれておる、こう考えております。

○加瀬完君 この前の恩給法が施行されましたときにはあなたの内閣ではありませぬ。少くともあなたの内閣は社会保障制度といったようなことを公約として一つはつきりと打ち出して大きくうたつておる内閣なんです。そういう鳩山内閣でありますから、軍人恩給の一部を改正する法律案というのが出ましたならば、当然社会保障制度というものの他のにらみ合いという点からも、いろいろの問題が話し合いと

しては出てこなければ私は嘘だと思ふ。そこで戦争犠牲者の国家補償ということとを背景として、前提として今度の法律案の内容というものを考えていいのだというお話でございます。それならば単に恩給特例審議会のことに出た話以外に、もつと漏れておる戦争犠牲者、漏れておる国家補償の事項といったようなものは当然話し合いに出てこなければならぬ、何かそういう点お話し合いがないかという点を伺つておるのです。恩給法の説明を伺おうとは思つておらぬのです。

○國務大臣(大久保寛次郎君) それは恩給法の改正以外に援護法の改正、これは私の方の所管でなく実を言えば厚生省の所管である、厚生省において相当の処置をとつておること存じます。が、私の方の一番直接関係を持つておりますのは援護法であります。この援護法についても今申しました通り公務死の範囲を拡張する云々というものは、援護法の規定の改正と同時に私どもの方にも響いてくるわけなんです。あります。こういう点については十分連絡をとつておる次第であります。

○加瀬完君 それでは提案者に伺いますが、提案者の方では戦争犠牲者の国家補償としての恩給復活と軍人恩給を考へておる。そしてさらに軍人恩給について文官との不均衡というものを是正するためにこの改正法案を出したのだ、こういうお話はよくわかつたのでございしますが、それならば戦争犠牲者の国家補償という背景でものを考へるといふ立場に立つておられるならば、ここに一般国民と不当な差別待遇を受けておるといふふうな旧軍人を考へられておられますが、一般国民の中で

も、さらに戦災者その他戦争犠牲者がたくさんまだ残つておる。何ら国家補償もされないで今も残つておる。こういう方たちについては何か別にお考へなつておられる点があるか、あるいはそういう方たちとの関係というものを、何かお話し合いの過程にいろいろ御討議なされましたか、その点を伺いた

い。○衆議院議員(高橋等君) 一般国民と差別待遇がある、こう提案理由には書いてあります。結局文官との差別を受けておる、こういう意味にお読みをお願ひしたいのであります。それからこの恩給法をやります際には、これと関連のある問題として、先ほど大臣が申されました援護法を改正しました。それから留守家族に對しまする、要するにまだ引揚げをいたしておりません外地に抑留されておる留守家族の援護法についても金銭的に均衡をとる考慮を払つております。ただその他の一般の国民の關係になりますと、これはやはりここに律しております問題、公務員としての資格を持つた人に、その戦争犠牲者に対する処遇を一応まあ打ち出して、一般国民に對しまして、もちろん両方が許しますならば、いろいろな面で考へねばならぬでしょうが、そうしたことでできるだけよく考へましたのは、たとえば総動員法によつて徴用された工員その他に對する援護法の処遇というやうなことは、恩給法を決定する際にあわせて考慮はいたしたのであります。

ただ全部一般国民對國家の戦争犠牲という点だけを除いたものについてはいろいろの問題があります。たとえば在外資産の問題等、解決を要する問題は

いろいろあるのですが、結局敗戦日本の立場としまして、これを特に取り上げてやるというところまでは至つておらない、私はこれは非常に残念だと思ひますが、これは現実として見るを得ないと思ふのです。繰り返して申し上げが、戦争犠牲の中で公務員の戦争犠牲についての問題をここで扱つておるということをお願ひしたいと思ふのであります。

○加瀬完君 だんだん性格が御説明によりましてはつきりして参つたのであります。が、戦争犠牲者のうち公務員、しかもその公務員というのに説明を加えるならば、旧軍人、武官と申しましうか、こういう立場の戦争犠牲に對する国家補償ということで恩給を考へて参つた……

○衆議院議員(高橋等君) 旧軍人軍属、軍属もこれは入ります。これは戦争犠牲、戦争犠牲者ということよりは、旧軍人軍属、この国家補償を考へたのだということの方が私ははっきりしておると思ふのです。そう解釈してよろしいですか。

○衆議院議員(高橋等君) それはまた極端でありまして、結局この法律で実施しておりますおそらく八五五くらいになるのじゃないかと思ひますが、これが戦死者の關係でありまして、英霊の關係、そして金銭的に見ますれば、普通恩給よりも当然これは公務扶助料として金額は多くなつております。それからその次がいわゆる傷痍旧軍人、これもまた公務員であつたといふだけでなしに、ここに國家のために傷病を負つたという事実、それから最後に普通の恩給と同じ考へ方で、公務員に對する考へ方と同じような考へ方で扱つておるのが旧軍人普通恩給、これは全般的六、七に當る分野がそれでありまして。ただこれも一般の文官と同じように若年停止その他の規定を置いておりますから、やはりこれらにつきましても老令にして、しかも年をとつて、そして一切その軍人はほかの職業を営むことを禁止された、そういうことで頭を使うことも禁止された、木から落ちたサルというやうな、敗戦の結果もう完全に氣の毒な境遇に立つたという方であり、しかもこれは普通の文官と同じやうな待遇の仕方をお考へる。ただこの軍人についていろいろと非難があるやうですが、これはもちろん戦争の責任が旧軍人のみにあるのだという考へ方はないと思ひます。けれども、どうも何かそういうやうな氣持がまだ心のすみにある人もないでもないのじゃないかと思ひますが、そういうことを考へないと思ひます。これは當然してあげなければならぬ措置である、こういうやうに考へておるわけでありまして。

○加瀬完君 私は旧軍人であるからといって、生活困難の現状に置かれておるものを放擲していいというふうな考へは毛頭ございせん。またそれが職業軍人であつても、戦争犠牲をこうむつたという現実があるならば、これに對して國家補償をするというようにして反對をするものでもございせん。ただここで伺ひをさしにいたしたいのは、職業軍人と通稱呼ばれておる者と、いわゆる赤紙によつて召集されたと申しましうか、國民の義務として召集をされた軍人軍属というものと、その取り扱い方というものをどん

員に對する考へ方と同じやうな考へ方で扱つておるのが旧軍人普通恩給、これは全般的六、七に當る分野がそれでありまして。ただこれも一般の文官と同じように若年停止その他の規定を置いておりますから、やはりこれらにつきましても老令にして、しかも年をとつて、そして一切その軍人はほかの職業を営むことを禁止された、そういうことで頭を使うことも禁止された、木から落ちたサルというやうな、敗戦の結果もう完全に氣の毒な境遇に立つたという方であり、しかもこれは普通の文官と同じやうな待遇の仕方をお考へる。ただこの軍人についていろいろと非難があるやうですが、これはもちろん戦争の責任が旧軍人のみにあるのだという考へ方はないと思ひます。けれども、どうも何かそういうやうな氣持がまだ心のすみにある人もないでもないのじゃないかと思ひますが、そういうことを考へないと思ひます。これは當然してあげなければならぬ措置である、こういうやうに考へておるわけでありまして。

○加瀬完君 それはまた極端でありまして、結局この法律で実施しておりますおそらく八五五くらいになるのじゃないかと思ひますが、これが戦死者の關係でありまして、英霊の關係、そして金銭的に見ますれば、普通恩給よりも当然これは公務扶助料として金額は多くなつております。それからその次がいわゆる傷痍旧軍人、これもまた公務員であつたといふだけでなしに、ここに國家のために傷病を負つたという事実、それから最後に普通の恩給と同じ考へ方で、公務員に對する考へ方と同じやうな考へ方で扱つておるのが旧軍人普通恩給、これは全般的六、七に當る分野がそれでありまして。ただこれも一般の文官と同じように若年停止その他の規定を置いておりますから、やはりこれらにつきましても老令にして、しかも年をとつて、そして一切その軍人はほかの職業を営むことを禁止された、そういうことで頭を使うことも禁止された、木から落ちたサルというやうな、敗戦の結果もう完全に氣の毒な境遇に立つたという方であり、しかもこれは普通の文官と同じやうな待遇の仕方をお考へる。ただこの軍人についていろいろと非難があるやうですが、これはもちろん戦争の責任が旧軍人のみにあるのだという考へ方はないと思ひます。けれども、どうも何かそういうやうな氣持がまだ心のすみにある人もないでもないのじゃないかと思ひますが、そういうことを考へないと思ひます。これは當然してあげなければならぬ措置である、こういうやうに考へておるわけでありまして。

なふうにお考えになられたか。と申しますのは、旧軍人と軍属といういわゆる公務員というワケで考えるならば、これは職業軍人という名前では呼ばれていない者が非常にこれに適合をする。しかし一般召集、応召という形で出された軍人軍属というふうなもの、受給関係から見れば利益が薄くなるというふうに想像されるのでございしますが、この点はどんなふうに御配慮をなされておるのでありますか。

○衆議院議員(高橋等君) これはまあ昭和二十八年に恩給を作ったときにさかのぼった根本問題であります。従来の恩給制度というものの基礎の上にすべて仮定俸給その他を考えて作り上げたものであります。過去におけるいろいろな事実を横断して、そしてそこに新しいものを加味して作る、それでこの間も申し上げたんですが、二等兵、一等兵、上等兵というような階級の低い方は、全部兵長までのところまで引き上げて、できるだけ低い方の方へ少しもお金が行くように、恩給が多くなるようにという考慮は、前回の改正のときはかつてあります。その通りを今度も踏襲をいたしております。

○加瀬完君 恩給の制度の基礎の上に、新しいものを加味なさったのでございしますか。

○衆議院議員(高橋等君) という説明は、昔のままの恩給制度というものを復活したのではないのだということ、は、加算のような問題とか、いろいろなまだ未解決の問題が残っておるということ、まあ含みとして申し上げておるわけでありまして。

○加瀬完君 大久保大臣に伺います、今提案者の御説明によりましてよ

くわかりました通り、恩給制度の基礎の上に加算でありますとか、あるいは兵を兵長のところまで引き上げるとか、そういう新しいものを加味して作ったというお話でございしますが、戦争犠牲者の国家補償としての恩給というものを考えるという立場に立って、その戦争犠牲者というものを提案者の御説明のように、旧軍人、軍属という公務員というワケをこえたにいたしまして、旧来の恩給制度の基礎の上に立つということについて、政府は旧来の恩給制度の基礎の上に立つて若干の加味したものがあつたにいたして、戦争犠牲者への国家補償というものが、それによって完全になつていく、こういうお立場にお考えでございします。

○国務大臣(大久保留次郎君) 新憲法になりましてから、国民の思想がやや変りまして、どちらかと言いますれば平等の思想が盛んになってきました。で、今度の恩給の改正につきましても、やはり平等と言いますか、下に厚く上に薄いというような思想を幾分取り入れて、たとえば将官、佐官の号俸を四号俸上げなかつた、二号俸あるいは三号俸引き上げたというこの現われが現れておるんですが、大体におきましては、高橋君の言いました前の考え方では、高橋君の言いました前の考え方では、新しいものの加味と言いましても、新しいものというものは、今、高橋先生あるいは大臣からお話のあった、ほんのちよつぱり旧恩給制度の基礎の上に変化を加えたに過ぎない。あなたの方の御説明のように、戦争犠牲者というものを国家補償をするんだという線というものを貫こうとするな

らば、特に私は具体的な例を申し上げますが、応召や召集を受けた下士官、兵というものの犠牲というものが、それによって補償されておるといふ御認識でございしますか、大臣。

○国務大臣(大久保留次郎君) 大体におきまして補償されておると思つております。

○加瀬完君 大臣は先ほど、こういう旧軍人恩給というもののあつたことを歴然たる事実というお言葉で申しておられましたが、どういふふうにいふやうに、召集を受けた下士官、兵が戦争犠牲を受けておるかという歴然たる事実を御認識でございしますか。

○国務大臣(大久保留次郎君) これは旧制度にはつきり書いてあります。それを私は言いましたのでございします。ただ私が作つて申し上げたのじやなしに、事実を事実として申し上げました。

○加瀬完君 私の言うのはそうじやない。応召された者が旧職業軍人と比べてまして十二分に戦争犠牲が報いられておるといふお話でございしますが、一体応召などを受けた職業軍人でなかつた一般国民の軍人として犠牲を受けた方たちの、経済的に、あるいは職業的に受けられた犠牲というものがどんなに大きいものであるかという御認識は十二分に御調査なされておられるのでありまじやうか、この点お伺いしたい。

○国務大臣(大久保留次郎君) あるいは必ずしも満足ではないかと思つておりますけれども、御承知の通り、この下級の兵の数が非常に多いのであります。これを少しでも増加しますことは国の財政に非常な影響を及ぼします。ですから、そういう考えを持つておりました。やはり事実の上に支給するに於いては、こういう結果になりましたものであります。これはまことにやむを得ないのじやないかと、こう考えております。

○加瀬完君 私は多いにやむを得ると思つております。数が多から、財政影響が多から、戦争犠牲というものは認めなければならぬ。戦争犠牲の方は不足でも仕方がないであらう。これは一体戦争犠牲の補償をしていられるのでございしますか、そうではなくて、軍人恩給の復活という目的は他にあるのでございしますか、こういうふうな疑問を差せざるを得ないのです。この点下士官、兵というふうなものは非常に数が多いから、これに思い切つて出しておつちやたらならないから、それはいいかげんでやるんだ、これが政府の態度だ、そう了解していいのですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) これはもういかに国家といへども補償の限度があります。今申しましたこの数の多いものを満足するほどの支給はなかなか困難でございします。財政的に困難であります。まことにこれはやむを得ない措置と思つております。

○加瀬完君 財政的に困難だからやむを得ない措置と言いますけれども、一体この下士官、兵の一般応召者の戦争犠牲というものをどれくらいお考えになつておられるか、おられないかという問題があると思つております。これは財政事情がどういふと申しておられないほど非常に戦争犠牲が多い、あるいは軍人恩給を復活したワケの中、でも、もつとこれは下士官、兵というものは優遇されなければならぬのじやないか、

そういう操作も技術的にできるわけです。一体基本的な態度というものをどうお持ちになつておつたかという結局問題になると思つております。どうもやはり御説明の中では、提案者も、あるいは大臣も、上に薄く下に厚くと言つておりますけれども、事実においては上が厚く下は薄くなつていっているというふうなことは私は判断せざるを得ない、比較的に上に薄く下に厚いようにしてやるように見られがちであります。よく検討して見ると、まるで下の方は涙金にも当らない、上の方は厚くもつてこつてある、あなたの方の御説明の通り戦争犠牲者の救済、国家補償をしようというのには厚くもつてこつたが、下の方は、下士官の方はさつぱり国家補償という性格はどこにも出たおられないじやございせんか。これだけの金額では……この点を大臣は國家財政がないんだから仕方がないと言つて済ませられる問題であるか、私も疑問であります。この点どうですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) これはもう補償はほんとうにやればけつこうですが、今申し上げました通り、これは何べん繰り返しても同じと思つていただけます。数が多いので國家の財政には限りがあるのです。実を言えれば今回のこの恩給法の軍人の改正案においては、大蔵省は非常にしぶつておつたんです。困るとこぼしておつたけれども、大局において賛成したというふうな状況で、これは財政の限度があるからやむを得ないと思つております。救済ということ考へたら無限ですけれども、これはどこかで打ち切らなければ無限にはできない。まず私はこの辺が妥当であると考へたのです。

○加瀬完君 大久保大臣に伺います、今提案者の御説明によりましてよ

○加瀬完君 旧軍人恩給の復活という恩給制度というものによりまして、このいわゆる戦争犠牲の国家補償というものをやってみようというのやり方に御無理があるというふうにはお考えにはならないのですか。

○國務大臣(大久保留次郎君) それはあなた、社会保障、社会保障と言われなければならない、社会保障のみを言われるけれども、社会保障のみを言われるようですが、私どもは社会保障じゃないのです。これは公務員が国家のために尽した給与なんです。そこを一つ頭へはつきり置いて議論していただきたい。今日の恩給制度は公務員あつての恩給なんです。そこはどうか……。

○加瀬完君 私は大臣の御説明を承わりの来てるのじゃないのですから、私どもの質問に御説明いただければいいのです。あなたはそうおっしゃるが、さつきからおっしゃっておられますことは、あなたの御説明の中に、私どもを納得させるように持つて行こうということなんで、これはもう違ひのす。われわれははなはだ怪しいと思うから伺つておるのですから、われわれの伺つておることに御答弁いただければいいのです。そこで戦争犠牲を国家補償するのだという、こういう立場で言われるから、それでは下士官、兵といふものは、これだけでもって国家補償されているということではどうもあまりにも気の毒な状態と言わざるを得ないのじゃないか、そうすると、数が多いのだから、そういつたって国家財政には一応のワケがあるのだから出し切れない。そうおっしゃる御説明を、戦争犠牲の国家補償というものを考へて

行くことに無理があるとはお考えにならないかと、こう伺つたわけですが。社会保障制度をしろとか、何とかいうことは意見になりますから私は申しません。そういうことでない。恩給制度といふものを復活してやってみても、特に下士官、兵という相当な犠牲者といふものが十分慰謝することができない、こういう御不満を大臣はお感じにならないかどうかということをお承わりたい。

○國務大臣(大久保留次郎君) それは程度問題であります。さつき申しました通り、私は満足するほどの給与ということはこれはむずかしいのじゃないか、まずこの程度においてやむを得ない、こう考へておられます。

○加瀬完君 提案者に伺いますが、この点御説明によりまして、尉官以下四号ですか、お引き上げになった。しかし曹長、伍長になりますと三号、中心になつておられますのは大尉尉官ということに私は御説明を承わつておつたわけでございますが、この点も少しお話しただけですか。

○衆議院議員(高橋等君) 少し誤解がございまして、尉官以下の大多数を占めるものは全部四号上つておられます。ただその中の一部分の曹長、軍曹のところは、仮定俸給を突は四号上げますと文官より高くなる、その階級より高くなる、そうすると、文官より高いものは作らない、こういう考へ方です。これを三号の引き上げにやむを得ずつたわけでございます。

○加瀬完君 結局尉官が四号上つておられますのも、それは文官とのつり合ひ上尉官を四号上げたということになるのですか。

○衆議院議員(高橋等君) そうでございます。

○加瀬完君 そういたしますと、これは文官との均衡をどうしようということが主目的でありまして、別に戦争犠牲に対する国家補償という観点から位づけをしたというわけではないと解釈してよろしいのですか。

○衆議院議員(高橋等君) それはその御質問は少しおかしいと思うのですが、結局戦争のために犠牲になったこれらの公務員の人々が、これが十年の久しきにわたつてまだ文官との差別待遇を受けた恩給をもらつておるわけですから、それを文官並みにしようというわけなんであります。少しそこら辺の考へ方が食い違ひがあるのじゃないかと考へます。

○加瀬完君 私は何もことさら反対という意思を今表明しておるわけじゃない。戦争犠牲の国家補償をするのだという点で実施して行くものであるならば、これは下士官、兵といったようなものに重点がもつと置かれて私はいいんじゃないか。具体的に言うならば、格づけがもつと上になつてもいいのじゃないか。しかし御説明を承わりますと、伍長、曹長といふものを四号上げますと文官とつり合ひがとれなくなる。そうであるならば尉官を四号上げたといふことは、これは文官との均衡の上で上げたのかというふうにとどうも考へられる。そうなつて参りますと、これは戦争犠牲の国家補償ということの強い線で行つたのじゃないかと考へて、旧軍人恩給といふものが復活されて、その復活された旧軍人恩給といふものと文官恩給といふものを比べ

て、文官恩給との不均衡というものをならしていった、こう解釈せざるを得ない、その点なんです。

○衆議院議員(高橋等君) 先ほど来大臣に御質問でありましたから、私はお答えすることをお断り申し上げておつたのであります。ちやうど先ほどの根本問題に入つたようですから一応お答えをいたしておきたいと思つたのです。実は援護法を作りますときに、どうしようという振り割りにして行こうかというので、いろいろあのときは案を突は持つたのであります。その中で、生活に困られておる方と生活に困れない方とを振り分けて、生活に困られておる方に年金を出すようにした。どうだろうか、生活にお困りでない方は一つ精神的な面で国家財政の点からいってもお許しを願つたらどうかだろうかといううなことも実は意見の中からは出たのであります。ところが当時の遺族会の人々は、この全国の遺族の要望と申しますものは、そういう貧しいから金を出してくれとか何とかというのではないので、国のためにわれわれは奉仕して、そうしてわれわれのむすこや夫は散華したのだ、だから生活に困つておるからという点に重点を置かないで、国で補償するという観点で、恩給という制度によつて従来と同じような解決をしてもいい。たといふこれは強い要望でございます。たとえば、これは余談になるかも知れませんが、当時の全国遺族大会なんかへ行かれました、この社会保障といううなことを一口でも言いますと、先の演説をばむぐらう、突はその点については要望がはつきりいたしておつたわけなんです。そこでわれわれとし

ましても、公務員としてなくなつた、しかもそれが公務員としてなくなつておるのであるから、これは恩給を従来やつておる一般文官と同じような公務員扶助料という考へ方、また過去においてやつておつた軍人の公務員扶助料という立て方で行くのが正しいと考へ、たまたまこれらの問題が合致をいたしまして、今の恩給制度ができ、そうして恩給制度の基礎となる仮定俸給といふものを恩給特例審議会によりまして、過去におきます給与をこれを引き直しまして、そうして仮定俸給をきめたそのものを基礎にして、実はこのたびの、まだ改正になつてない二十八年の恩給法といふものの兵その他の者が、兵長以下の二万六千七百円といううな金額が出てきたわけでございます。この金額が私はこのたびの文官恩給との是正をこでいたしましたにしましても、御指摘のように、この金額をもつて十分であるとは私は決して考へておらないのです。やはりこれは戦争の犠牲になられた方々に報いられるにはなはだ私には足りない、わびしいものであるといふことを考へておられます。しかし今大臣が申されたように、一面においては国家財政の点も考へねばならぬし、また一面におきましては、この犠牲者の中でも生活にお困りにならない方と、そうして非常に困りになる方といふものが出て参りまして、また当時における賃金と農村における問題とはまたおのずから違ひのございします。同じ五万円の恩給を年額受けておられますも、農村における五万円といふものと都会における五万円では非常に受ける方は違ひ。まあいろいろの意味でこで考へてみなければなら

ぬことが起っておりすが、この金額をそれならば引上げて、困っておる方も困っておらない方も均等に全部同じように出すというのをやりますと、これは大へんな金になるだろう。ただ将来考えねばならぬ点、これは将来というか、今すぐでも考えたいと思う、国の財政が許せば考えたいと思ひます点は、たとえばこの前の内閣と社会労働の連合の委員会でもお答えをいたしておきましたが、これは私の考え方としてお聞き取りを願ひたいのですが、戦争でたとえば一人おむすこをなくしたり、あるいは二人おむすこをなくして全然身寄りのない年寄りたちがだんだんこれから年をとって参ります。あるいは未亡人の問題もあるでしょう、こうした方々に対しては、私は何か恩給の割増金というようにものでも考へて、こうした方々には少くとも将来の生活の保障を何らかの形でやらなければならぬということとは考へますが、今の下級者の恩給の金額は必ずしも満足すべきものではございませぬけれども、過去からのいろいろな事実を積み重ねて仮定俸給を作つて行つて、一応こうしたもので御満足願つておきたい、こういうつもりでおるわけですが。また衆議院におきましては、議論の中でやはりあなたの方の所屬されておられます方の方から、この恩給兵というものは、実は軍隊でもらつておつた金額よりも収入は実際は非常に多いのだ、だからその収入を基礎にすべきじゃないかという御議論も一応は承つた。それに対して、私もいろいろの立場で考へられるけれども、たとえば会社の重役をなさつておられたとすれば、その重役として

持つておられた株は戦死をされてもさもなくとも家族に残るし、いろいろな点も考へられるので、こうずっと公平にならして行つてみると、こちらで満足願わなければならぬと、こう考へるのだという御答弁を申し上げておきます。

○野本吉吉君 私は何も何も申すまいと思つて黙つて聞いておつたのですが、どうも文官恩給との開き、それを一枚看板に言つておられるものですか、ついでものを申したくります。実は私はこの案の内容そのものにつきましては別といたしまして、提案理由に、文官との恩給のアンバランスを調整するといふその提案の理由を修正を求めたいと思つてゐるのです。そこで一つお伺ひしたいのは、二十八年に軍人恩給が初めて復活されるに、国家財政その他の事情を御勘案になりまして、やむを得ない処置として加算を取りましたね。それから下級を含めた、それから逆に停止の年令を上げた、これは軍人の皆さんに恩給を支給して幾分でも適当な処遇をしようとする趣旨から、そういうことをおやりになられたのです。ところがそのときに軍人に、こういうことを適用したからというので、その悪い条件を文官に皆かぶせてしまった。今度は逆に一般公務員がいいから、いいからというので、それを理由に軍人のを上げる、こゝうなつてくると、軍人のために不利益な条件はだまつておつて文官に押しつける。文官がいいからというときすぐそれに持つて行く、こゝうなつてきますと、これは一貫しませんよ。だから私は内容については論議いたしませんから、文官がいいからとか、武官がいいからとか、そういうことをあまりおつしやらないで……、それでないといふ問題は通りませんよ、いわゆる旧軍人の方と文官の間に国論の分裂を起すのじゃないか、實際そうです。この点につきましては、私はぜひ文官がいい、文官がいいという御意見は、なるべくならばおつしやらない方が穏やかに事が済むと思ひますから、この点どういうお考えになつておられますか。

○衆議院議員(高橋等君) 昭和二十八年の加算制度その他の改正は政府提案でなされておりますから、政府から御説明をさせていただきますが、文官との不均衡があることは事実でございます。この不均衡がまた文官同士の間でもそういう問題があることは、昨日も御答弁申し上げましたが、よくわかつております。少くとも文官と四号俸でないし一万二千円ベースという点では一致しないものがあるのです。ですからそれを申し上げておるので、文官がよいと言つてゐるわけじゃない、まづそので、一つこの問題は、やはりこの提案理由からこれを消せと言われますと、提案者としてはそれは消す意思はございません。そういう意味で御了承をお願いいたしておきます。そうしませんが、この恩給法改正の基礎が完全にくずれることになりまします、それは御承知おきを願ひます。

○野本吉吉君 私が申したいのは、別にこれをじゃましようとか、けちをつけようというこゝろじゃない、そういう理由を一枚看板にしておりますと、結果的に同じものが出来て、そういう高橋さんその他がこれだけ御苦勞になりましても、それが日本全体の政治的なプラスにならぬ。

○政府委員(三橋則雄君) ただいま野本委員から加算に關しまして一言ございまして、今、高橋議員からその点について説明するようにということでございます。いましたので御説明いたします。これにつきましては、野本委員もあるいは御承知のことと思ひますが、加算は御承知のように軍人といわず、文官にもあつたのでありますが、主として軍人であり、軍人の場合の方が加算のつく機会が多かつたのでございまして、加算は何といひましても短期間の在職者に恩給を給するやうな結果になり、また若い退職者に恩給を給するやうな結果になり、ひいては国家財政上大きな負担となり、恩給亡國を來たすやうなこともなるものであると考へられましたので、それからまた旧軍人に対しましては、いろいろな事情はあつたにいたしましても、今次の戦争につきましましては、内地、戦地の勤務につきましまして、いろいろな見方もあるかと思ひますけれども、戦争の非常に前烈になつたときのことを考へますると、特に戦地だからということと特別に加算を付けるというこゝろは、これにつきましましてはいろいろの議論があり、また従来してはいろいろな加算をそのまゝ認めるやうないろいろの加算をそのまゝ認めたというこゝろは、これにも議論があらましました。そこでそういうことを考慮されまして、その結果、旧軍人の方々に對する加算が廃止されることになつたのでございまして。ところでまた別の見地から考へましますと、加算は御承知の通り、戦地とか、あるいは軍隊勤務などの激しい勤務にいたした場合におきましては、相当高い程度の加算が付けられておつたのでございまして。そういう

○野本吉吉君 ついでにもう一つ、今のお話を一応承つたといふことにして、先ほど来、加算さんからお話がありました。私はさういふ考へ方からすると、当然国土防衛の最後の戦いに、土地の青年その他とともに戦つた南西諸島の公務員諸君の処遇等も十分配慮されてしかるべきじゃないかと思ふ。あの最後の沖繩の戦いで分隊長になり、小隊長になつて、ほんとうに文字通り祖國を守るために倒れた公務員諸君の処遇等がいろいろ関係でおくれられておりましたけれども、やはり、こゝういふときに私は考へてやるべき問題だと思つておりますが、これは恩給局長どうお考へになりますか。

○政府委員(三橋則雄君) 今の野本委員のお話には私は同感でございます。恩給法の対象といたしまして取扱ひ得るものももちろん取り扱はなれなければいけません、その恩給法の対象として取り扱はれない、すなわち公務員としての取扱ひを受け得ない者につきましては、御承知の通り、ただいま援護法

う加算が廃止せられることになつた。こゝういふことを考へました場合において、低い程度の加算の付いておつたものについて、加算をそのまま存続するといふことにつきましては、条理上またいろいろな議論が出てきたのでございまして。さういふことからはいたしまして、現行制度におきましては、加算という制度を政府においては取りやめる、こゝういふことにはいたしまして、昭和二十八年の法律第五十五号の制定のときにおきましては廃止する法案を出しまして、御審議をお願いしたやうな次第でございます。

七

が設けられておりますから、その対象の中に含まれる等、その他の方法を講じまして、できる限り今のお話のような方向に向って善処すべきではないかと思っております。私の承知しているところでは、厚生省の関係者におきまして、今、野本委員の仰せられるような線に沿って努力しておるのではなからうかと思っております。先般も厚生省の関係者が南西諸島の方に行つていたことを承知しています。

○野本品吉君 私はいさ以上申し上げません。だから高橋さんと私がお互いに信ずるところがあつて、論争にわたりましたは、限がありまけんから、ただ刺激的な言葉をお使いなさる方のためになります。

○衆議院議員(高橋等君) おためにならずとか、何とかという議論を私はここで伺ひしようとは毛頭考えない。私は信念を申し上げた。あなたも信念を申されておるわけなんでありまして、どうぞその点率直に御理解下さいまして、決して文官がどうかというのを言つておるわけではありまけんので、一つこの問題は、これは御了解をいただきたいと思ひます。

○野本品吉君 私はおためになると申しましたのは、高橋さんのおためになると申したのではない。いろいろな影響するところが相当ありますから、その点についての御考慮を申し上げたい、それだけの希望を申し上げたのであります。どうぞ誤解のないように……。

○加瀬完君 提案者に伺ひますが、提案の理由のうち、あるいは御説明のうちには、戦争犠牲者に対する国家補償ということをやつておりますけれども、

も、この恩給の支給をする格づけをする上においては、国家犠牲者というものは特に考慮は払われておらないといふふうに了解してよろしいと思ひますか。

○衆議院議員(高橋等君) 文官と同等の待遇をここでいたすという意味から申しますれば、これは戦争の犠牲であるから、特によくするという点が入つておらないということをお指摘になるならばその通りでございます。あともし言葉が足りませねば、政府の方から答弁を願ひます。と申しますのは、これは二十八年の恩給法というものを基礎にしておるものですから、政府の方から補足の説明をお願いしていただきます。

○加瀬完君 それではさらに質問を續けて参りまして、適当に政府の方から御答弁をいただくことにいたします。結果文官恩給との均衡を維持しようといふことがねらいであるといふこと、

でございまして、何もここに新しく戦争犠牲の度合いとか、あるいは国家犠牲の度合いとか、こういう一つの尺度を設けて恩給支給の期日を新しくきめ直して行くと、こういうふうなことはなかつたんだと、こういうふうな承わつておつたのでございまして、そういったと、これはいろいろの例はございまして、ねらつておるところは、軍人恩給の復活をそのまゝ認めて、それと文官との均衡を得ることに主方をおいたのだ、結論はこういふふうに了解してよろしいと思ひますか。

○衆議院議員(高橋等君) この戦争犠牲者に対する処遇の問題は、たとえば遺児の育英とか、あるいは就職のあつせんとか、考えられる面はいろいろあることは、物的、心的に問題があることは申すまでもないのであります。ただ恩給法の建前で参りましたときは、この金額の点におきましては御指摘の通りでございます。ただ数多い戦争の犠牲者の中で、こうしたものを、ここで恩給制度というものを復活いたす一つの理由は、やはりそこを戦争の犠牲であつたといふことを一つの理由になつておる。これを御了承願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 これは、このたびの法案の提案者に何うべき筋合いのものではないかと思ひます。今のお話にも出ましたように、戦争犠牲によりまして恩給というものが停止されておつた。それを復活させてやる、文官と均衡いたしておるということが、犠牲者に対する一つの国家補償でもあるといふ、先般からの御説明でさういふふうな受け取れるわけでございます。しかし高橋さんにお伺ひするのは筋違いであります。で、どうも質問を申し上げても、これは二十八年にきめた連中の考へだと言われればそれっきりの話でありますけれども、そのほかに旧武官といふものをここに一応……、旧武官といふものはないわけですか。日本人には武官といふものはないわけですか。ない武官といふものを認めて一応の復権といふことをやつたわけですか。というところは、文官に対して均衡を得させて、戦争犠牲者に対しては国家補償の一部をかなえてやるといふことのほかに、私どもはどうも問題が残るよふに思われる。しかしこれはこのたびの提案者の御責任ではございませんから、提案者からの御説明は求めません。政府委員の方に、こ

の二十八年に旧武官の恩給が復活いたしますときに世論はいろいろのやはり批判をいたしたわけでございます。今私が質問をいたしましては、どうな問題を、政府側といたしましてはどういふふうなお立場をおとりになつて、どういふふうな御説明をその当時なすつておられたんでございませんか。その点を一つ伺ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今、加瀬委員から、軍人がなくなつた今日において、旧軍人の方に恩給を給するといふことは筋が通らないことじゃないか、こういうふうな御発言があり、そして昭和二十八年法律第五十五号が制定される際には、どういふふうな御質問の考へにおつたか、こういうふうな御質問の考へにおつたか、昭和二十七年に旧軍人及びその遺族の方々に恩給を給するかどうか、給するといふとすればどういふ方法によつて給するかという問題を審議しますために、御承知のように恩給法特例審議会というものが設けられたのでございまして、その特例審議会におきまして、今のようなお話もございまして、その審議の結果といたしましては、答申案に書いてありますやうな結論になつたわけでございます。私は軍人がなくなつたから、当然軍人には恩給は給されない、こういうふうな前提に立つて議論を進めるといふことも、あるいはできるかも知れませんが、しかし旧軍人恩給が給せられる措置が講ぜられたのは、法理的にもいろいろと、そのときに議論があつたと思ひますが、御承知のように、それからたまたま先ほど来御説明がありましたように、旧軍人の

恩給及びその遺族の扶助料といふものは、連合軍最高司令官の命令によつて制定せられました。いわゆる昭和二十一年勅令第六十八号の規定によつて廃止せられたのでございまして、そこで勅令第六十八号が講和条約の発効とともに失効する。失効するその結果はどうなるのか、こういうことが当時問題になつたわけでございます。失効した結果は、御承知の通り、昭和二十一年の法律第三十一号の附則の第二条その他の条文がございまして、さういふやうな条文の関係からいたしまして、旧軍人には恩給の關係につきましては、一つの潜在的な、既得権とは言えないにいたしまして、一つの潜在的な法律上の地位といふものがあるのではなからうか。従つて全然この潜在的な法律上の地位といふものを無視することはできないのではなからうか。こういうことが当時の法制局長官の御説明にもあつたように私は記憶いたしておるのであります。さういふやうなことも考慮いたしまして、旧軍人の方々に恩給を給するといふ措置が講ぜられたと承知いたしておるのでございます。ドイツにおきましての例を引きますことはいささか変な話でございますが、西ドイツにおきましては、御承知のように、軍備が廃止せられて軍人は全然いらないのでございまして、しかし日本よりも一足先に、旧軍人に対して恩給を給する措置が講ぜられたことを考えますと、必ずしも軍人といふものが廃止せられた、そのために必然の結果として、旧軍人には恩給を給することではない、こういうことは言ひ切れないのでなからうかと、その当時私

どもは考えておったわけでございませう。

○加瀬完君 私は何いたいと思ひます点は、恩給を復活するということだけで限つてみても、最も真実に戦争犠牲を受けた旧軍人の恩給制度を復活したというだけで、補償されるということにはならないと思ひます。ですから旧軍人も含めて、特に戦争犠牲を受けたところの一般の国民が、国家補償という立場から、何か社会保障というものを与えられるというのであるならば、これはうなづける。最も大きな戦争犠牲をしたものであつても、先ほどから例に出してありますように、下士官、兵のごときは最たる戦争犠牲者であるにもかかわらず、恩給によりまして補償される額というものは非常に少い。そうすると、これは旧軍人とか、戦争犠牲者を補償するというふうなことは、これはただ表面の理由だけであつて、従来の旧軍人恩給を復活したということ以外の何ものもあとにないじやないか、こういうふうに通ひます。

で、傾向として旧軍人恩給をそのまま復活したということなのか、そうじやなくて、戦争犠牲者に対する補償を復活するという大きな線で、旧軍人恩給というものを考えたということなのか、どつちですか。その当時あなたがお作りになつたのではないから、はっきりあなたの考えを述べていただければそれでよろしい。

○政府委員(三橋則雄君) 今私が御説明申し上げましたように、昭和二十一年勅令第六十八号によりまして、旧軍人及びその遺族の方々の恩給は廃止せられたのでございます。この昭和二十一年勅令第六十八号は、敗戦の結果と

して、御承知のように連合軍最高司令官からの指令に基いて制定されたものであります。そう考へて参りますと、私は旧軍人及びその遺族の方々の恩給が廃止せられたということは、戦争の結果であると思ひます。そういう観点から考へますれば、旧軍人及びその遺族の方々の恩給がなくなつたということも、一つの戦争の犠牲だと思ひ思つておられます。それからもう一つ、今加瀬委員が仰せられました通りに、戦争に行つてそうして負傷し、戦争の犠牲になり、あるいはまた戦傷病のためになくなつた場合は、これも一つの大きな戦争の犠牲であります。そういう戦争の犠牲のことを考へて、そうして国家補償的な、社会保障的な見地に立つての御議論は認められ得ることと思ひますが、この恩給制度におきましては、先ほど来大久保国務大臣からも御説明がございまして、あくまでも国家公務員を對象とした使用者と被使用者との關係であり、國家は使用者である立場においてものを考へる、こういうふうなことが前提になつておると思ひます。

それからまたその補償の問題でございしますが、これも私は恩給という一つの制度を立てる上におきましては、一つの前提があると思ひます。御承知のごとく国家公務員法の第八八条にもございしますように、恩給は退職時の条件によつて給せられなければならないのであります。法律にそういうふうに書いてあるように私は承知しておるのでございします。すなわち退職時の条件というものが、一つの補償のものとさし考へられているわけでございします。それならば国家公務員の恩給を考へる場合にお

きましては、その補償のものとさしいうものは一体どういふふうなものであるのかということが問題になります。退職時の俸給とか在職年限とか、あるいは傷病の程度というものがものさしになつてくるのじやないかということが考へられるのであります。そういうことを前提といたしまして、技術的に考へられて作られているものが、制度としての恩給制度であるのでございします。そういう前提に立つて昔の軍人恩給制度というものは作られており、私たちこんどの制度を作るとき、そのような考へ方であつたのでございします。

○加瀬完君 恩給制度を私は一つ伺つておらない、廃止せられた軍人恩給がそのまゝ復活したと見ていいのじやないか。

○政府委員(三橋則雄君) 先ほど加瀬委員の仰せられましたあの恩給法特別審議会の答申案にも書いてあります。ごとき、必ずしもすべて従来の、昔のままの軍人に関する恩給制度が復活したとも言えないのでございまして、この答申案に書いてあります。ごとき、これに相当の変革を加えなければならぬという前提のもとに變革を加えられておるのであります。昭和二十八年法律第五十五号一の中にその趣旨は表われているのでございします。

○加瀬完君 私の質問がはつきりしないかもしれませんが、もう一度申し上げますと、これは戦争犠牲に対する國家補償である、あるいは社会保障制度としての救済策だ、こういうことの線よりは、むしろ既得権であつた旧軍人の恩給というものをここに復活してやるのだ、こういう立場の線の方が、二十

八年の旧軍人恩給の復活というものは大きく作用しているのじやないか、こういう点なんです。

○政府委員(三橋則雄君) 私はその点につきましては、どちらか一つにはつきり申し上げることはできかねる。ところでございまして、そういうような諸般の情勢が総合判断された結果、旧軍人及びその遺族の方々に對して恩給を給する措置がとられたものと考へております。

○加瀬完君 総合判断されて、結局旧軍人恩給が復活した、こういうことになりませんか。なぜならば、あなた方は、これは戦争犠牲者に対する國家補償だ、それが証拠にはこういう國家補償の基準というものがよつて、こういう位づけがされておるじやないか、あるいはまたこういう國家補償の措置によつて旧軍人恩給そのまゝじやない、こういうふうになるつぎり違つた改定がされておるじやないかということについては何ら説明がないわけなんです。提案者の御説明によりまして、新しいものを若干加味したということなので、基本線というものは、既得権であつたところの旧軍人恩給というものをもう一度復活してやつた、こういう線以外は何ものもない、社会保障制度としてこれを取り上げたものでもなければ、あるいは戦争犠牲に対する國家補償の特別措置として取り上げたものでもなければ、軍人恩給の復活という立場で取り上げた、こういうことになつて思ひます。これは大臣でもないあなたに聞いて参りましてもお気の毒でありますから、これでやめますけれども、大久保大臣に伺ひますが、それでしよう。結局いろいろのことを言つ

ておるけれども、それはつけたしで、旧軍人恩給というものをここに大きな立場で復活してやつたのだ、二十年の軍人恩給の復活は……。それに修正を加えて、さらに文官との均衡その他の問題の解決をしたのだ、こういうふうな今度の提案内容、あるいはこの旧軍人恩給というものを大臣は御解釈になつておられるのでしよう。

○国務大臣(大久保寛次郎君) まあ俗の言葉でいへばそう言つていいと思ひます。法律的にまだいろいろ理屈はつきましますけれども、内容は異つております。法律の性格は違つておりますが、俗の言葉で申せばその通りだと思ひます。

○加瀬完君 だいぶわかつてきました。大臣正直で非常によくわかりました。ですが、それでは軍人恩給というものは復活をいたしました。しかし旧軍人恩給そのものに、これは國家補償という立場から考へれば非常にいろいろ問題があるだらうと思ひます。たとえば何度も繰り返して恐縮であります。ごとき、應召された、義務づけられて召集された者と、本人で出た者と、階級が違ふからといつても犠牲度というものはこれは逆なんです。ところが将官、佐官、尉官といふものは、これは武官としては当然恩給対象は大きくなる。ところが何年おつても兵隊は恩給対象としてはなはだ低い。こういうことは旧軍人恩給の当時から當然問題にされておつた。そこで今度の戦争で最も大きな犠牲を負つたのはこの應召兵、應召兵に対するところの戦争犠牲に對する國家補償というものは別にお考へになるのか、こういう点が一つ。それから戦争犠牲という立場で考へるなら

ば、旧職業軍人だけが最たる戦争犠牲者にはならない。たとえば軍人というワケを限って見ても、先ほども提案者の方から御説明もございました天涯孤獨に飢んでおる戦争犠牲者というものはたくさんある。こういう方々に對しては、こういう戦争犠牲者に對しては別途政府は対策を考えるのか、この二点。

○國務大臣(大久保留次郎君) 今別途

考えるかというお話であります。しかしこれはさつきからしばしば繰り返した通り、公務関係においては給与だけの議論でありまして、それら以外には、さつき申しました通り、援護会関係、さらに広くなりました関係におきましては、厚生省において立案されることと思いますので、私の仕事の範囲外とこう考えております。なお一言申しそえておきますが、この今回の改正案をやりますにつきまして、ほんと

うを言えば、改正の額をきめるにつきましては仮定奉給という厄介なものがあります。これはしばしば話に出ますが、これがほんとうに正しいかどうか私はまだわからないのです、ほんとうを言えば……。これまであずかつておる、あずかつておるからこれはまあ大體正しいものと見て、これを基礎として実は今日の改正の案ができておるのでありますから、これを根本的に研究し直すということとは、これはなかなか容易なものではないと思う。けれども先ほどおっしゃった通り、識者が集まって審議会を作つて、審議会において審査したのであるからして、まず間違ひない、こういう信念のもとに進んでおるような次第であります。これは私は触れませんです。この点だけは一

つお含みおきを願いたいと思います。

○加瀬元君 軍人恩給の復活であるという点はよくわかったわけですが、それが、一体この軍人恩給が復活し、それを修正をしたということだけでは、さきき言ったように残る問題がある。

これは軍人恩給を復活をし、修正をすればもう戦争犠牲に対する国家補償はもうこれで完全なんだ、あと何も問題に残らないんだ、こういう御答弁ではまさかないと思う。そこでさっき私が指摘いたしましたように、これでは漏れ落ちになるところの戦争犠牲者というものがまだある。旧軍人というものを限っても、旧軍人軍属の遺家族あるいは旧軍人軍属そのものでも、これではまだ救済されない幾つかのものがあつてあるであらう、こういうものに対してあつてその社会保障か何かの制度で進んで行かれる御配慮があるのかどうか、この点だけ……。

○國務大臣(大久保留次郎君) それはさっきからしばしば繰り返して申します通りに、今日のこの恩給の給与で満足しているとは思っていないのです。しかし現在の状況から見てもことにやむを得ないと思つておる。それから戦争犠牲者と言いますけれども、犠牲者は非常にこれは多いのです。さっきだれから出ましたが、沖繩の學生が戦争に参加した、あるいは滿州の開拓の青年が戦争に参加して犠牲者になったというように非常に広いのです。あるいは内地におきましても、學生が動員をされて警備に當つたというようなことをやれば、これまでも拡張すれば限りがないのであります。しかし私どもの今日の恩給法を改正するという趣旨は、さっき来申し上げました通り、ごく狭

い範圍においての改正でありまして、これ以上の広くなりました点は、さっき申しました通り、これは厚生省において私どもと連絡をとりまして解決をしなければならぬ点だと、こう考えております。

が、あわせて解決を急がれるというお考えなのか、それとも徐々に研究してということなのか。私がこういふふうにはなはだ失礼な言葉でお伺いをいたしますのは、戦争犠牲者の国家補償とか、あるいは戦争犠牲者の救済というのがあるならば、一部分旧軍人恩給が修正されたというだけでは、全然まだ多くの部面というものが、こういうものの犠牲者が残っておる。だからこの多く残されたる部面の救済というものを政府があわせて考えるのでなければ、一部修正に政府が同意されたといふ、たまたましても、政府のほんとうの、

今、大久保大臣のおっしゃられたような意思というものは通じない。そこでこの修正に政府が積極的に応じられるというならば、あわせて私が先ほどから申し上げておるようなことをも積極的にのお考えなさるということとでなければ、これは先ほどの大臣のお言葉とは、この修正というものと政府の同意というものは矛盾をするものと、こう思いますので伺っておるわけであります。積極的に旧軍人恩給の一部修正あるいは旧軍人恩給を復活いたしましたと同様の熱意をもちまして、残された問題の解決をなさるお考えだと了承してよろしくございますか。

○国務大臣（大久保留次郎君） 先ほど申し上げました通り、一般の社会保障の程度、つまり広い意味の戦争犠牲者の

の救済、そこへ行きますと所管が違
います。私からどうこう申すのは少
僧越過ぎるのじゃないかと思いま
す、その熱意だけは持っております
から、しかるべく措置いたします。

○加瀬完若　その御熱意にすがつて、

われわれはもう一度お願いをしたいと思ふのでありますが、旧軍人軍属というワタの中におきましても、この恩給の一部修正を受けましても、下士官、兵というものは私は公平にいつて戦争犠牲の補償がされたと考えられない、非常にまだ不満足だ、こういう点の解決をどう考えるのか、これが一点。それから旧軍人軍属の家族であつたがために現在経済上非常に窮迫、困窮を續けておるといふ家庭も相当ある、こういうものに対する救済というものは、現状のいろいろの方法をもつてしてはなはだどうも当を得ているとは思ふれない、こういう欠陥がたくさんあ

る、この点をどうお考えになられるか、この二つの点です。

○国務大臣(大久保留次郎君) この点もさつき来しばしば申し上げましたのであります、決して私どもは現状をもつて十分に補償できたということは断言いたしません。まことに不十分であると思つておりますけれども、各方面の点から考えましてまことにやむを得ない、こういう点であります。もし世の中がもう少し進み、思想が變りまして、広い意味の社会保障制度が進んできたならば、進むことができたならば、より一そう完全な補償制度があるいはできるのじゃないか、こういう感じだけは持つております。

○加瀬完君 これは非常に重要な御発言と承わつたのでありますが、やむを

得ないという言葉は、現在以上貴族階級その他に對しての処遇を向上させることは政府はやる考えがない。あるいは下士官、兵に對する恩給そのものにいたしましても、あるいは恩給以外の方法にいたしましても、これも改善をす

る意図が今のところない。世の中があらたまりでもすれば考えは別だと、こういうふうにおっしゃったのでございませうが、それでいいのですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 意思がないというのじゃないのです。財政上その他の点からまことにやむを得ない、こういう意味です。

○加瀬完君 まあいろいろ形容詞を取り去りますと、結局やれない、もつと悪くいえばやらない、こういうふうに考えてよろしいのですね。

○国務大臣(大久保留次郎君) やらないとは申しません。まあやむを得ないと、こう申し上げました。

○加瀬完君 やむを得ないということ
は、結局ここ近い期間においてはやれ
ない、こういうふうにご了解してくだ
さいますか。

○國務大臣(大久保留次郎君) 言葉の
相違であります、まことにやむを得
ないと思つております。

○加瀬完君 やる意思はないと……。

○國務大臣(大久保留次郎君) 意思が
ないわけではないが、まことにやむを
得ない、こういう解釈をしておりま
す。

○加瀬完君 意思があるなしにかかわ
らず、当然やらなければならぬ問題
なであります。こういう問題は簡単に、
まことにやむを得ないとか、意思
はありませんも今やれないとかいう御
答弁で出せる問題じゃないと思つたので

す、性質からいって……。そういたしますと、結局戦争犠牲とか、あるいは戦争犠牲者に対する救済とか、こういうことよりも、政府が考えておるは、たまたま旧軍人軍属に対する恩給復活を少しもい条件で引き上げてやろう、目的はこれだけにあるというふうにならねばならぬと思ふ、どうなんですか。

○國務大臣(大久保保次郎君) これは何べん繰り返してしましても、まことにやむを得ないだけです。決してその意思がないとは申しません。

○加瀬完君 どうもはなはだ失礼な申し分ですが、戦争犠牲に対する国家補償ということであれば、広範な立場からお考えをいたさなければならぬ、またそうすべきであることを社会保険制度審議会から意見書として提出されておいて、十分それをよくよくしておるにもかかわらず、相変わらず旧軍人恩給の復活改正一本やりでございまして、何を目的として政府はそれにおきかへて御意見を格別におかけになっておるのでございませうか。

○國務大臣(大久保保次郎君) これは先ほどたびたび申しました通り、この委員会は恩給法の改正が中心、従って恩給についての話が中心になりましての答申は、これは尊重しなければならぬ、いずれの機会においても、その権利というものは実現される機会が来るかと存じますけれども、所管から考えまして、他人の關係の受け持ちのことについて私があまり出過ぎた発言をするのはいかかかと存じまして、先ほどから控えておる、気分だけ私申し

上げておるつもりでおります。どうか御了解願いたいと思ふのです。

○加瀬完君 これは重要な問題でありますから、國務大臣は担当でないから答へられないというのであれば、担当の大臣に御出席いたしていただければ、私にさらにもう少し質問をいたしたいと思ひますから、一応大久保大臣及び提案者に対する質問はこれとどめまして、他の問題は留保いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

○田畑金光君 私まず第一にお尋ねしたいことは、非常恩給法というものは私自身不勉強で、実はゆづる恩給法関係法令集というのを読んでみたのです。しかしこれを読んでみてもなかなか非常に広範であるし、複雑であつて読み通せないわけでありまして。この重要な法律がこのように複雑な形と申しますか、次から次に附則法律で重ねて行きますと、いよいよもつて恩給というものが一体何であるかというこの核心をつかむことがむづかしいのじゃないかと、この私は考えるわけであり、担当大臣である大久保保次郎君、假令御年額について大久保大臣も御自信がなさそうでありまして、まあとにかくそういうことでやられて来たかという信念でおやりになっておる。まことに私はごもつともだと思つております。こうなつて参りますと、この恩給法というものを承知しておるの、おそらく三橋恩給局長、あるいはその

周囲の人々からいふものであるかもしれせん。提案者の高橋衆議院議員ももちろん御承知であるが私は敬意を表しておるのではありませんが、こういう私は恩給法のあり方でありまして、まず恩給法の内容を見ておられますと、たとえばだんだん読んで参りますと、第一条から逐条別に見ておられますと、大部分がその中で削除されておる、こういうこととあります。そうしてそのあとに昭和八年の法律第五十号の附則からだんだんと積み重ねて行つて、昭和二十八年法律第五十五号のいわゆる旧軍人恩給の復活にまたがつておるわけでありまして。迷宮に入つたやうな感じを持たざるを得ません。そこでまず第一に私にお尋ねしたいことは、大久保保次郎大臣、あなたもお困りだと思ひますが、全部に理解のできるように恩給関係の法令をまず整備することが大事な点じゃないかと思ひますが、この点どうお考えになっておられるか、これを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大久保保次郎君) 恩給法の問題につきましては、人事院からの勧告が参つております。従つてこの問題については、共済組合の制度ともいかに扱つたらよろしいかというところが、ちょうど今公務員制度の調査会の研究題目になっております。で、この結論がすでに出かけておりますので、こういう結論を持ちまして、将来何とか善処せねばならぬ問題であると考えております。

○田畑金光君 大臣はいつも公務員制度調査会の審議に万幸依存されておられるやうな御答弁を承るわけであり、恩給法の関係法令の整備についても公務員制度調査会にその研究を一

任してやるというやうな御答弁であり、そのように承つてよろしいのかどうか。さうにそうだといたしますならば、公務員制度調査会において恩給関係法令に関する研究がどの程度進んでおるか。従いまして、またその研究の成果は来るべき国会等に提案されるものと私は考えますが、そのやうな近い国会に提案される御意思があるのかどうか、この点を三橋恩給局長から伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 恩給法令の整備の問題でございしますが、その問題につきましては、恩給法の改正をしますたびに私たちがその立案に当る者としたしましては、常に一般の人におかりやすいやうな法律の改正をした、こういうことを心がけてきたのでございします。この点は単に私ばかりでなく法律局の責任者当局もしかりでございします。法律の改正につきましましては、その型ができておるのでございまして、その型からいたしまして、現在のところこういうふうな結果になつておるのでございします。これについては私は現在の、現行の恩給法令のこのやり方につきましては、現在のところははやむを得ないことじゃないかと、思つておるのであります。それから公務員制度調査会におきまして恩給法令の整備云々の問題でございしますが、今、大久保大臣のお話のありましたのはどういふことか私もちよつと判じかねる点もないでございせんが、おそらく新しい退職年金制度というものができると、こういうことになりますれば、現在の退職給付制度であります恩給制度に關する法令は、過去のもの

としてきれいさっぱりとしたものにされてしまふであらう、こういう前提のもとのお話ではないかと思ふのでございします。それから次に、公務員制度調査会においていろいろと審議が進んでおるとするならば、新しい退職年金制度はいつごろ国会に出すつもりか、こういうふうな点についての私に對してのお尋ねでございしますが、これについては私は全然その点につきまして責任の面にあるわけではございせんので、私からは答弁は申し上げかねるのでございします。

○田畑金光君 三橋恩給局長の御答弁で大体わかりましたが、あらためて大久保保次郎大臣にお尋ねいたしますが、あなたの先ほどのお話しによると、公務員制度調査会で恩給関係法令の整備を研究しておるというやうな御答弁でありましたが、それは私事と反するんじゃないかと、こゝろでお尋ねしております。今の三橋恩給局長の御答弁を承りまして、要するに昭和二十八年十一月十七日、人事院から閣会、内閣に對しまして國家公務員の新恩給制度に關する勧告がなされております。すなわち國家公務員退職年金制度に關する勧告であります。この問題と大臣は取り違えて御答弁なさつたやうに私は見受けられるわけでありまして、この辺の追及はいたしません、お話をいたしますと、公務員制度調査会等、人事院の今申し上げましたやうな國家公務員退職年金制度に關する検討に關しまして、政府にしかるべき助言、答申がなされたやうな場合には、政府といたしまして、従来の恩給制度一般に關し新しい角度から検討される用意が

ありであるかどうか、この点を承

わつておきます。

○國務大臣(大久保留次郎君) 年金制度、恩給制度、人事院は年金制度という文字を使つておられますが、これについてはさき申し上げました通り、公務員制度調査会の小委員会にかけて論議しております。この間も参議院でちよつとお話ししたことと思ひますが、公務員制度調査会は総会と小委員会と二つからなつております。総会においては根本的論議をいたし、小委員会においてはさらに繰り返してその議論を檢討しております。両方の議論は大体済みしましたので、これを今整理中であり、日ならずしてその大問題についての基本の方針だけはきまることと存するのであります。その中に恩給制度の問題も入つております。ですからまだその結果ははっきり申し上げる時期に至つておりませんけれども、恩給制度、すなわち年金制度をいかに扱うかという大きな方針だけは、不日私にきまることと考えております。

○田畑金光君 大臣の國家公務員制度調査会の総会や小委員会の御報告は、本会議においても、この委員会においてもたびたび承つておりますので、その点はもう十分に承知をいたしておるわけであり、ただ私のお尋ね申し上げておることは、公務員制度調査会から人事院が先般勧告いたしましたような國務公務員年金制度等の構想をもつて答申がなされた場合には、どういふ構想のもとに恩給制度を、これは相當質的にも變つて行くのではないかと私は考へておりますが、そういう答申を尊重される御意思があるかどうかというところであります。さらにもう一つ私はお尋ねしたいことは、國家

公務員法の第八條の第三項によりまして、「恩給制度は、健全な保險数理を基礎として計画され、人事院によつて運用されるものでなければならぬ。」第四項に、「人事院は、なるべくその成果を国会及び内閣に提出しなければならぬ。」という工合に載つておるわけであり、そういうこととしまして、私は公務員制度調査会の研究を待ち、その答申を尊重するのが政府のべき態度であるのか。それとも人事院というものは、今議上りましたように國家公務員の恩給制度に關しまして平素から研究し、これに対する一つの對案をもつて政府に勧告するわけでありまして、人事院というものは、本來が、國家公務員制度の各種の給与や、あるいは労働条件その他一般に關する問題を中心としてこの機關が存在するわけであり、そういうことを考へましたときに、人事院の勧告を尊重することが國家公務員制度調査会のそれよりも優先しなければならぬと私は考へるわけであり、にもかかわらず、人事院からすでに答申がなされたにかかわらず、今度は公務員制度調査会が同様な件を今研究しておるから、その答申を待つて善処をするというところは、少し私は順序が違ふやせんかと、こう考へております。この点人事院という制度の問題と、國家公務員制度調査会のこの機關の關係について、どうこれを評價されておられるのか、この点も合わせて大臣から承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) 人事院の勧告は、法律的に見まして政府の外に立つて公務員の利益を代表しての發言權を持つておるのであります。従つて政府としては、これは法律的に見て當然その勧告については尊重せねばならぬ義務があると思つております。公務員制度調査会は政府が設けました政府の諮問機關であります。これはほんとうをいへば設けなくてもいいのです。政府の考へでやつてもいいのでありますけれども、やはり衆知を集めてなるべくよい方向に進んだ方がいいという考へのもとに、政府が参考意見を聞きたいというので作つた機關であります。突をいへば、おそらくこの人事院の勧告が元になつて公務員制度調査会というものも一つできておるのじゃないかと、こう考へる。そこで問題になるのは、人事院の勧告をそのままやつたらいいじゃないかという議論でありますけれども、公務員制度の問題は決して年金制度ばかりじゃありません。もう一つ人事院から勧告を受けておりますのは地域給の制度であります。そういうような工合にいろいろな問題が複雑化してきております。ことに公務員制度につきましても、給与の面についてばかり考へても、手当の数だけでも十ある、十もたくさんある手当を一々計算して、一々支給するよりも、できるだけもう少し簡素化して給与する方法はないものだろうかという考へも持つような次第であります。ただ単に、二つの地域給制度や、あるいは年金制度というものを一つ切り離してやるよりも、公務員制度全体から考へて、任用から、懲罰から、労働権から全部の問題を解決したいのじゃないかと、いう考へのもとにやつておるのであります。その中に、今申しましたように人事院の勧告もむろん入つておる。こ

れは人事院をうとんじたのじゃない。むしろ人事院を尊重したために、せっかくこの中に入れて調査しておる次第であります。

○田畑金光君 御答弁を承りまするものと、ごもつともらしい点もないものであります。これは要するに公務員制度に關する諸般の問題に關しまして、政府の責任を回避する隠れみののような感じを禁ずることができぬわけであり、お話のように、公務員制度に關するスタッフをそろえて諸般の問題を調査し、研究してもらつておるというわけであり、人事院というものを莫大な國家の予算を使用し、しかもあれだけのスタッフを持つて、本來の目的が今お話しのように國家公務員制度の万般に關する問題を取り上げているはずであります。なるほど政府機關に獨立しておる存在であるかもしらんが、公務員のいわゆる團結權等に對する制限の代償として人事院制度が置かれておる、こういうことを考へてい場合は、人事院の勧告なり、あるいは報告なり、助言なりを受けることが國家公務員制度の完全な推進の上においても私は最も大事な点だと、こう考へておるわけであり、こういうような点については幾ら議論をいたしましてもコンニャク問答に終る傾向もありませんので、私はこれ以上追及はいたしません。大久保國務大臣に特に一つ考へていただきたいことは、公務員制度の問題という、すぐ公務員制度調査会と口癖のようにおっしゃつておられますが、まことにこれは迷惑な話であります。その前に一つ人事院制度というもの等もよく研究なさつて、權威ある勧告や報告等については十分

尊重する氣持を持つていただきたいと思つております。そこで当初に戻りますが、私はこの恩給法關係の法令集であります。御承知のように、本年度の予算を見ましても、旧軍人の遺族等の恩給費というものが六百六十九億三千六百三十五万円に上つております。文官恩給費が百六十三億六千四百九十七万八千円に上つております。軍人恩給というものは昭和二十八年、二十九年、三十年と逐年莫大な増大を示しておるわけであり、しかもこの根拠法規が、先ほども申し上げましたように、恩給法關係法令集の附則という形で取り上げられておる、このこととあります。私はやはり軍人遺族等の恩給制度というものが、こういうふうな不動の制度になり、しかも國費の八割を恩給費が占めるようになった今日においては、法令等についても十分檢討する余地があると思つておりますが、この点に關しまして提案者の高橋衆議院議員の御見解を承ることも、あわせて大久保國務大臣の御見解も承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋君) 私から法令の整理のことを申し上げるのもどうかと思ひますが、私個人は考へていたしましては全く御指摘の点は同感でございます。この恩給法が、いかにいかに法律は珍らしいのじゃないか、継ぎ足し、継ぎ足して消したり足したり、まあ着物にたとえてみれば、もうぼろぼろの着物を継ぎ足して、どこが何やらさつぱりわからないと言つていいと思ひます。實際わかつておるのは恩給局長は数人の方でございましょう。私も実はよくわからないで困つております。ですから私もでき得れば平素から、何かの

機会にできるだけ早く一つ国民にわかりたいものには整理をお願いしなければならぬと考えております。

○國務大臣(大久保清次郎君) 今高橋君の御意見に同感であります。

○田畑金光君 一つこれは大久保清次郎大臣に特に私は希望として申し上げておきますが、高橋衆議院議員のお話もありましたように、難解でもあるし、まことにこれは読みにくいのであります。こういうことでは恩給制度というものが、あるいは恩給法の批判というものが正しく当を得ることが至難であると考えます。この点はできるだけ早い機会に根本的な検討を進めていただきたいと思っております。この点に關し問題は、いろいろ恩給制度その他の問題について後ほど私は私の考え方を申し上げるわけでございますけれども、現行恩給法というものが存在し、国民にもう少し理解のできるようにしてやつてもらふねと困るわけでありまして、この点は十分一つ御留意して、政府においても御努力願いたい、かように希望を申し上げておきます。

次に、私は少しく数字にわたりまするが、恩給局からの資料を拝見いたしましたところ、現在の恩給の調査状況というものが、都道府県における調査の状況と、それからまた援護局関係における調査の状況、それぞれ資料があるわけでありまして、そこで本年度の六百七十億に上る予算の、いわゆる各種目ごとの恩給該当の人員をそれぞれ総計いたしますならば、これは二百十一万九千五百名に上っております。この予算に計上された人

員というものと、今私の指摘いたしましたような都道府県における調査の段階、あるいは援護局における調査の段階、さらにまた恩給局自体においてもまだ不明な人員等も相当にあるように聞いておりますが、予算の人員と、これらの関係とはどういふふうになっておるのか、この点を第一に承わりたいと思ひます。同時に今後調査によつてさらには人員はふえるのか、ふえないのか、もちろん公務扶助料とか、あるいは普通扶助料とか、いろいろ内容によつて人員の異動は出てきましようが、総体的に申し上げて、さらにこれは人員がふえて行くのか、あるいはこの限度であるのか、その辺について一つ資料に基いて御説明をわづらわしいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 田畑委員のところにお配りいたしましたところの資料は、三月の末の資料でございます。

○田畑金光君 これは恩給局から、たとえば援護局における旧軍人恩給調査中の状況は五月二十八日現在ですね。それから都道府県における調査の状況は四月の十日、陸軍関係は四月の十日、海軍関係は三月の三十一日、こういうふうな資料ですがね。

○政府委員(三橋則雄君) 田畑委員のところにお配りしてある今申されておりました資料は、先般衆議院の委員会におきまして審議が始まりました前に配りいたしました資料であると思ひます。今度の予算の推計を立てましたときの最後のものは、三月の末に調査いたしましたところの数字でございます。それからまた恩給局におきまして、将来たとえば増加恩給のような

傷病恩給でございますという、御承知のようには有期の裁定を受けておるものがございます。この有期の裁定を受けておるものにつきましては、その期限がきますという、一応再審査をし給否を決定することになります。そういうことでありますので、その当時の裁定を……三月三十一日の裁定件数として上つておる数を若干補正しなければいかぬ点がございまして、大まかに申し上げますと、三月三十一日における恩給局で調べましたところの資料を前提といたしまして、予算の算定の基礎といたしております。それから今後将来の見込みといたしまして、件数はふえることになるのか、あるいは少くなるかという将来の見込みについてのお話でございますが、今の田畑委員の仰せられた、田畑委員のお手元にあります統計の資料から見ますというところ、公務扶助料の件数のところは予算の件数に比べて非常に窮屈になっていくように承知いたしております。この公務扶助料の件数につきましては、実は今度の予算を組むときにございまして、非常に注意をいたしたところでございますが、大体におきまして、最近におきまして書類が入つてくるのが少くなつて参つておりますことからいたしまして、さらに変動があるのではないかと、そう大きな変動はないのではないかと、そういう見込みをつけております。それが一つであります。それから個別に、あるいは今申しますように、公務扶助料の件数だけで、あるいはたとえば普通恩給なら普通恩給だけと、こう限定して考えました場合には、あるいはその予算の件数と言ひますか、その推定いたします数

というものはかなり狂つてくる、違つてくる場合が想像されますけれども、総体の件数として考えました場合におきましては、あるいはそう大きな狂いはないのじやなからうか、こういうふうに想像いたしておるところであります。そういうふうなところからいたしまして、この私たちの今の考えといたしまして、予定をいたしておる件数で予算を作成いたしまして大体大きな狂いはない、こういうふうな思つておるわけでございます。それならどのくらいこの件数を予算で見えるかといふことでございまして、これにつきましては、いろいろこの委員会でも申し上げたかと思つておりますが……

○田畑金光君 わかつておきます。

○政府委員(三橋則雄君) おわかりでございます。それから省略いたします。

○田畑金光君 大体お話をいたしました、人員は三月末現在の人員でもつて、総体としては大きな狂いはなからうという御説明であるわけですが、そういうふうな見通しでありますならば、この御説明であります。先ほど私が読み上げたように、都道府県における調査中の案件というものと、援護局における旧軍人恩給調査中の状況というこのことは、今の予算の人員と関係があるのかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

書類もかなりあると思つてお……それからまた、これは大した数ではないのでございまして、地方の手持ちになつておる件数の中におきましては、引揚援護局に参りましてから、恩給局の方で処理すべきものとして恩給局にくるものがないかと思ひます。そういうふうなことを考えた上で処理すべきものも若干あるのでございまして、そういうふうなことを考えた上で、全部本年内において処理されるべき請求の書類として考えるべきものかどうかにつきましては、若干の考慮を払ふなければならぬのじやないかと思つておきます。繰り返して申し上げますが、三月末におきまして都道府県におきまして受け付けておつた書類と、それから引揚援護局におきまして保留しておつた書類、こういうふうなものも全部ひくるめまして予定を立てたところでございまして。

○田畑金光君 それじや念のために承わつておきますが、昭和二十八年には旧軍人恩給には四百五十億の予算であつたわけですが、昭和二十九年が六百三十八億千八百七十万に上つておるわけですが、おそらく昭和二十八年の前後は、旧軍人恩給制度が復活した直後でもありましたので、相当調査においても遺漏なきにしもあらずと推測されるわけでありまして、従ひまして、予算に計上された人員と、その予算の施設の状況等には相当な違いも出て来るもの、これは当然かと思ひます。昭和二十九年の予算運用の実績と、昭和二十九年の予算運用の実績とについて御説明を願つておき

たいと思います。

○政府委員(三橋則雄君) お尋ねの件でございしますが、大体におきまして予定をいたした金額を上回るようなことは、各恩給を通じて全般的にはなかったわけですが、ただ一つだけ注意すべきことがございします。それは公務扶助料の金額、件数の問題でございします。公務扶助料につきましては、昭和二十八年におきまして一応考えましたところの件数といたしましては百五十万四千という数でございします。それから若干昭和二十九年におきましては失権があるということをおきまして、百四十六万三千という件数を予算に組んだのでございします。ところが昨年の夏の終りごろから秋にかけて、将来の見通しといたしまして、この予算の予定の人員は少し窮屈じゃないかという感じがいたして参りました。そこでその後いろいろと検討いたしました、また財政当局ともいろいろ打ち合せをいたして参ったのでございしました。そうして昨年の暮の予算の編成のときには、若干昭和二十八年、二十九年度と考えてきました場合に、二十九年度は百四十六万三千になるのをごさいますから、理屈から申しますと、二十年度はこれよりも若干減つてもいいわけだと思われまして、昭和二十九年の百四十六万三千以下にする、これは見込み違いを生ずる危険がある、こういふふうな考えられておつた次第でございします。そうして今年になりましてからも、いろいろと現実の裁定数等について検討をいたしてきたのでありますが、その結果をいたしまして、結局四万六千くらいをふ

やすことが必要ではなからうか、こういうことを三月の終りに決定をいたしたのでございします。この四万六千という数は昭和二十八年の当初に百五十万四千という数で予定したとしており、またその百五十万四千に積み重ねるべき数である、こういうふうな考えました。そこで昭和二十八年におきましては百五十万四千という数で予定したとしておりましたが、それに四万六千を積み重ねまして、昭和二十八年におきましては百五十万五千と、こういうのが最低の受給件数と、こういうふうな考えで修正したのでございします。それから昭和二十九年におきましては、今申し上げましたように、百四十六万三千という数で予算では予定したとしておつたのでございしますが、それに四万六千を加えて百五十万九千という数に、昭和二十九年の件数を修正をいたしました。それから三十九年度におきましては、百四十六万八千という数になつておるの、二十八年、二十九年度に自然増のありましたのと同じようなふうな、すなわち昭和二十八年当初に予定した数等から考えますと、百四十二万二千という数になるわけでありまして、それに今の四万六千という数を加えて百四十六万八千という数を三十九年度には予定することにしたのでございします。この修正は大きな修正でございまして、これに要します金額といたしましては、四十一億四千万円ほどの経費を要するものとして予算に組むこととしたのでございします。最初の予定件数より非常な狂いを生じたものと云いますと、見込み違いをいたした大きなものは公務扶助料の件数の点でございします。

○田畑金光君 次に私は提案者に伺いたいと思ひますが、それは先ほど、また前回それぞれ同僚委員から質問になりましたので、重複を避けませんが、今回の提案の理由によりますと、旧軍人及び旧準軍人の恩給の金額の計算の基礎となる仮定俸給年額がいわゆる一万円ベースになつており、かつ一般公務員の恩給の金額計算の基礎俸給の号俸に比較して四号俸程度低くなつてゐる。また一般公務員との均衡を考慮し、上に薄く下に厚くの趣旨を加味して調整し、これをいわゆる一万二千円ベースに引き上げ、さらに四号俸ないし二号俸高くなることにした、こういう提案の趣旨説明でありまして、問題になつてきますことは、要するに一万二千円ベースに今回文官との比較考慮の上に立つて引き上げられた、仮定俸給の年額が引き上げられた、こういうことになつたわけでありまして。文官においては二十八年の十二月以前に退職したのが一万二千円ベースになつたわけでありまして、ところが昭和二十九年の一月以降退職した文官は一万五千円のベースで恩給が支給されておると、こういうことになつておるわけでありまして。それでこういうことになつて参りますと、文官との均衡という点を重点において考えて参りますならば、だんだんまた一万五千円ベースと、こういうふうなことも議論が上つてくるものとみなければならぬと思つております。そこで行くには先ほど来の加算の問題、あるいはさらにここまかく通算の問題等についても一万二千円ベースの上に立つて論議し、検討すべき余地も残されておりますから、そこまで行くには時間もあるかも知

りません。しかし構想として、考え方をいたしまして提案者ないし現政府は、この旧軍人遺家族の恩給に關しまして、さらにベースを引き上げるといふような構想をお持ちであるのか、それともこの恩給制度については国家財政、国民公平の原則のもとに、この辺で一応の限界を引こうとするお考えであるのかどうか、この点に關しまして伺つておきたいと思つております。

○衆議院議員(高橋等君) まことに適切な御質問でございします。これは将来に問題を残しておる点でございします。これは文官相互間にも同じことがもちろん言えるわけですが。ただ私の現在の氣持を申し上げてみますと、この恩給の予算に占める程度というものにつきましても、相当国民の負担とか、いろいろの問題を考慮をなさねばならぬ、これは相當慎重に考慮をなさねばならぬ、そういうようなことからいって、これは財政上の点に非常な制約を受けるといふことが第一であります。それからいまいち一つの点は、先ほど御質問に對してお答えいたしておいたのでございしますが、この戦争犠牲者の遺家族の中には、なお現在の給与でなしに、いまだ特殊の生活の保障を言いますか、これらだんだんと出て参ると考へておるのです。そこで国家財政に關らみ合せまして、いずれを先にすべきかといふようないろいろな問題がありましますので、現在私は一万五千円ベースに至急にこれを上げるというのをこゝではおろさない、まず、とりあえず一万二千円ベースのところまで持つて行

きたい、こういうつもりでおります。

○田畑金光君 大臣の見解を……。

○國務大臣(大久保留次郎君) 今回の恩給法の改正により一段落ついたと申しますか、ひとまずある程度でございします。これは直されたんでありますが、今回の恩給の改正案の通過に伴つて、衆議院において決議がございします。この付帯決議は、二十三年六月三十一日以前に於いては給与が違つておるからして、これを至急に調査して善処しろと、これは政党政派を超越した各派の一致した提案であります。これはぜひ私もこの決議に従つて早く調査をし、早く結論を得て何とか最終の方法を考えなければならぬと、こう考へております。それがまずまづ先の仕事であります。それからあと問題はいろいろありますけれども、これはあと回しにして、この付帯決議の趣旨だけを早く調査したい、こういう氣持を持つております。

○田畑金光君 大臣の御答弁の中で、衆議院における各派の文官恩給は正に關する共同決議案でありますか、この点を尊重されて、近い将来に善処なさるといふことは、これは當然のことであり、私も賛成するものであります。私のお尋ねしておりましたことは、すでに本年度の旧軍人遺家族の恩給が約六百七十億に上つております。それが民・自案の修正によりますと、平年度に百六十億の総額になるわけですが、民・自案の本年度の総額が二十四億六千万でありますから、この平年度の増額を見ました場合に、いざれ昭和三十一年度ごろには、旧軍人遺家族の恩給だけで八百億を超えるということに計數上なつて参つてくるわけでありまして、こ

の点は、また一方においては減るというところもありましようが、こういうようにだんだんとふえて参つてきますと、当然先ほどの高橋衆議院議員のお話のように、国家財政の制約という問題、それから国民負担の能力、国民各層の公平の原則という問題が浮び上つてきまうとおるわけでありまう。

そういう情勢の中で、私はかりに一万五千円ベースというのをとった場合にどうなるかということを試みに私はお尋ねしたわけでありまう。もし恩給局の方でそのような数字があるならば、一体どの程度になるのか、その数字を私は承わつておきたいと思つております。

○政府委員(三橋則雄君) たいはい一万五千円ベースに恩給を引き上げた場合において、軍人恩給は一体どれくらいになるであろうかという御質問であつたと思ひますが、大体一応計算いたしましたところでは、平年度におきまして、現在のこの法案による金額のほかに、九十三億前後軍人恩給としてふえらると思はれます。それから今、田畑委員の仰せられました昭和三十一年度におきまして、軍人恩給が一体幾らになるかというお話でございましたが、昨日でございましたか、高橋委員から御説明を申し上げておりましたように、八百億という言葉がございましたのは、昭和三十一年度におきます文官恩給と軍人恩給とを合計いたしました場合におきまして八百八十三億になります、このこととあります。これは昭和三十一年度のことでございます。それから昭和三十一年度におきます文官恩給と軍人恩給とを合せては九百四十一億

という御説明があつたと思つております。もちろんこの中には、一応権利の喪失者というものを考えないで予測した金額ということもつけ加えて申し上げておきます。

○田畑金光君 ところで私は大久保大臣にお尋ねをいたしたいわけでありまうが、現在の文官並びに旧軍人遺族の恩給が、今の支給の内容で参りましても、昭和三十一年度には九百四十一億に上るということになつたわけでありまう。かりに一万五千円ベースでやりますと、さらに旧軍人の遺族恩給だけで百億近くの増額をみなくちゃならぬ。そうなつて参りますと、一千億円というのが文官、旧武官の恩給費が国家財政の中に占めるという結果になるわけでありまう。で、私はここに初めて問題が出てくると思つてございまして、一体国民所得というものと、こういう文官、武官の年金恩給費というものの比率と申しまするが、これはどういふ線で、それはもちろんその国の経済力、国力、相互の上に立つて批判をしなければなりません。日本が、日本がどういふ貧弱な国土において、一体国民所得というものと恩給費というものの比率と申しまするが、どの程度が限界であるかと政府は考へておられるのか。さらに私は、先進国家における問題について、当局の方で研究されておられるならば、国の予算の中に、いわゆる恩給と云ふもののどの程度の比率を占めておられるのか。たとえばイギリスならイギリスの例に徴した場合に、まあこういうような点がもしおわかりであるならば、一説説明を願つておきたいと思ひま

○國務大臣(大久保實次郎君) 外国の資料は事務の方にも持ち合せがありませんもので、各国によつて比率はまちまちのようで、どの程度をおさえるかというところは困難な問題でありまうけれども、今申し上げました通り、今回の増給を合せても一番高くなる三十二年度におきましても、九百四十億前後というところでありまして、この程度の恩給の給付はやむを得ないじやないかと、こういう私は考へを持っております。

○田畑金光君 私は大久保國務大臣にお尋ねしたいことは、昭和三十一年度前後に恩給がふえても九百億前後じやないか、その辺はやむを得ない、そういう非科学的なものの方で政治を論議されるというところは危険じやないかと思つております。わが国の予算は現在一兆円でありまう。あるいは昭和三十一年度の予算は、大蔵大臣の話によりますと、必ずしも一兆円のワケにはこだわらない、こう申しておりますが、しかし今の国民所得の伸びの工合と、国民経済力の発展の内容とをいふものを検討したときに、また経済自立のためにせつかくここまで苦勞してきて、それが突然インフレになつて、日本の経済が成り立つとも考へておりません。勢い来年度もやはり均衡財政だから、その均衡財政の上にある程度のゆとりを持った財政だという性格たろうと思つております。そういう財政の中に、一体純然たる社会保障費の比率というものはどの程度計上すべきものであるのか、あるいはこういふ恩給制度というものはどの程度計上すべきものであるのか、あるいはこの恩給費用というものと純然たる社会保障費というものの関係はどうなるかという問題は、当然私は政府においては論議され、計画を立てられてしかるべきだと考へるわけでありまう。私は念のためさらに資料に基づいてお尋ねいたしますが、これも恩給局の方からきた書類だと思ひますけれども、国民所得と文官年金恩給との関係、昭和三十年七月十九日付の資料があります。これによりまうと、昭和五年から昭和三十年までの国民所得と一般文官年金恩給費との比率が載つております。昭和九年、十年、十一年、基準年度に比較いたしますと、なるほど昭和二十九年、三十年度の文官恩給費の占める割合というものはなほ低位にあるように見受けまうけれども、しかし当時の国民生活や国情の情、国民経済の発展の問題と、今日の国民所得というものは、必ずしもこの数字だけで論議をするのもどうか考へております。最初に私にお尋ねしたいことは、この資料の問題でありまうが、どうして戦争前の資料の中に一般文官年金恩給だけが出ていて、軍人恩給が載つていないのか。国民所得といふのは旧時代の文官武官の恩給費との比率がどうであるかという数字を私は知りたいたいのでありますが、この点どういふわけで武官の恩給費というものを計上していないのか、あるならば一つの武官文官を含めた恩給費と国民所得の比率について御説明をまず願つておきたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今、田畑委員からお話のございましたこの表は、先般厚生労働委員会と当委員会との合同審査委員会がございました際に、田

村委員からだったかと思ひますが、国民所得と文官年金恩給費との関係を調べてくれないうか、こういうお話がございました。私は田村委員にあつてお伺いしましたら、文官年金恩給との関係を知りたい、こういうお話でございまして、それでこの表をお作りいたしました。田村委員に差し上げたのでございまして。その際には、恩給局におきましてはこういう資料を作つたことはなかつたのでございまして、国民所得については、国の決算と恩給費との比率につきましても作つたものがございましては作つたものがございましては作つたものでございませんでしたので、早急に田村委員のお求めに應じまして、とりあえず急いでこれを調査して作つたよう次第でございまして。従ひまして、軍人の関係につきましてもまだできておりませんが、これはすぐできることでございまして。国民所得を全部調べたものがございまして、あとでこれも表にしまして、お入り用でございましたらお届けいたしますから、御了承願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 それでは、今国民所得の問題と武官文官の恩給費との比率と申し上げましたが、それも必要でありますから、むしろ昭和五年から昭和五年以降の国家財政と、その財政の中に占めて恩給の比率がどう動いていくかというのを私は資料としていただきたいたと思つております。私の記憶が間違つておるかも知れませんが、昭和十二年前後のたしか国家予算の中の一〇%か、一〇・五%前後だと思つております。たしかにこのころが

恩給亡国と言われた、日本が非常に恩給で国の財政に負担を感じたときだと記憶いたしておりますが、さて今日国の財政の状況を見ますと、一兆円の予算の中にすでに八割ないし九割の恩給費というものが占めておられるようになってきておる。この敗戦の国において、しかも戦争の犠牲というものが国民の各層の中にまだ強く残っておる。こういうようなときに、恩給費の占める割合がすでに八割ないし九割に上つておる。こういうような中から、さらに純然たる意味の社会保障制度というものを推進しなければならぬ、このような宿命の中に立たされておるわけでありませう。

この恩給の問題と社会保障制度の問題というものは切つても切り離し得ない問題であると考えますが、当然こういうことになつて参りますと、私たちは数字の上から申し上げても、すでに国の予算の中において、あるいは財政の面から恩給というものが限界にきておるということだけは、はっきり汲み取ることができるとはなからうかと、こう思つております。こういうような限界があるという御認識のもとに立たれたからして、私はたゞいま見えておる川崎厚生大臣も、そろそろ国民年金制度というような、もう少し恩給というものから高い立場に立つ年金制度という方向に日本の政治を進めて行かねばならぬ、こういうことを本会議あるいは旅先で唱えられておると考えるわけでありませう。ちようどよい機会でありますから、川崎厚生大臣に私の今まで申し上げたような諸点に關連いたしまして、いわゆる国民年金制度の構想についてこの際あわせて承わつておきたいと思つております。

○国務大臣(川崎秀二君) 戦没者遺族に對しまする、また旧軍人恩給に對する保障というものは、たびたびこの法案が提出をされて以來論ぜられておりまするうちに、今日の考え方といったしましては、一応國家がこれら、當時は聖戦という形において動員をされ、戦域にむなしく没したる人々に對して補償をするという形で出資をいたしたために、國家の當然これらの人々に對する報償として國家補償の形におきまして行われておりますから、いわゆる社会保障の考え方とは今日は体系としてははなはだ異つてきておるような状態にあることは御承知の通りであります。しかし、たゞいま御指摘の通り、恩給の費用がともかくにも八百數十億に上り、今回の修正を加えまして次第に九百億の線に近づきつつある、明年度以降におきましては、これが実施をされますと、中には社会保障的な要素をも含んでおる面もありまするけれども、なおかつ恩給の体系において一千億に上ります費用になりますことは、私も保守黨の一員としてにはなはだ憂慮にたえず考へておるのであります。これは當然公平なる國民に對する給付といたしまして、もとより官吏あるいは戦域に召された者に對する補償としての考え方の根柢は違ひますけれども、わが國における多數の貧困の家庭並びに最低生活に呻吟しておる者に對しまして、今日失業対策を含めて一千億をわずかにこえたにすぎない。この対象は、おそらく生活保護の対象が百九十二万であり、社会保険の対象が全部入れて四千万になりませう。もともこの社会保険といふのは、最低生活の保障とは全然

違つた觀念にありまして、医療、あるいは失業、あるいは死亡その他のいわゆる社会保障の対象となりませう、平素から掛金をして自分の生活を守るといふ社会連帯の觀念に出発したいわゆる積極的施策ではありますけれども、その社会保険をいれまして大体五千万以上の大衆が対象となつておるに比して、戦没者遺族あるいは官吏の家庭といふものをどう勘定に入れまして、これは一千万台じやなからうかと思ひますので、そのようなことからいひますと、いろいろこれは吟味をしてみなければならぬ早急の結論はつきませんけれども、もはや恩給の体系におけるところの費用が一十億に近づいたことは、限界がきたといふふうに私は考へをいたしておるのであります。これから先の日本の施策といたしましては、どうしても國民一般に對して、最少額補給制の、ある部分においては無條件の年金制度というものを實施をいたしまして、國民全般が福祉國家の余滴を受けるということにいたしたいし、これと関連をいたしまして、恩給といふものも再検討してみなければならぬ時期が近づきつつあるのじやないか、これはひとり旧軍人恩給だけではないに、もちろん文官恩給も含めての問題でございませう、その点につきましては、御指摘の点と私の根本の考へ方は、實際の實施の手段となりませうけれども、根本的な考へ方は同じ基本線に立つておるといふことをこの際表明しておきます。

○田畑金光君 今、厚生大臣の御答弁で、私の先ほど大久保國務大臣に質問し、やりとりして政府の意思を確か

めようと思つた点は、大体答弁によつてよくわかつたわけでありませうが、そういうような考へ方のもとに保守党内閣も進歩した政策を取り入れ、新しい理念のもとに進められなくちやならぬ事態にきておるのじやないか、これはすでに私は先ほど來、数字の上から申し上げて大久保國務大臣に御質問申し上げたわけにございませうが、大久保大臣に特に強く要望したいことは、やはりもう少し科学的な数字の上に立つて、予算の面、恩給の問題、社会保障の問題等を検討されるように要望しておきたいと思ひます。

○加瀬完君 たゞいま田畑委員に對する厚生大臣のお答で、大体の点は了解されておるわけにございませうが、先ほど給付相当の大久保國務大臣に次のような点をお伺いをいたしたわけにございませう。そういたしますと、これは担当大臣でないから、担当大臣からお答をいただいた方がよろしいであろうということになりまして、御足労をいただいたわけにございませう。その一点は、今度の恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に直接關係はないわけにありますが、いわれておりますところの軍人恩給といふものの復活に對しまして、これは現政府の責任ではないのでございませうが、どういう立場をとつておられるのかという点に對しまして、戦争犠牲者に對しまして國家補償としての恩給復活ということであるという、大要そのような意味のお答があつたわけでありませう。そこで戦争犠牲者に對する國家補償としての恩給復活といふことであるならば、これは戦争犠牲者といふものが、つ

けられて行かなければならぬわけにございませう。しかしながら、今度の修正を見ましても、あるいは現在施行になつておりますいわゆる軍人恩給を見ましても、これは戦争犠牲者に對する格差といふものは何もない。これは単なる軍人恩給の復活といふことではなからうかといふに伺ひますと、まあいわざるならぬ形になつてしまつたことには話をは落したのです。それならば伺ひますが、戦争犠牲者の救済といふものを考へるならば、國家補償といふものを考へるならば、少くも軍人恩給といふワクの中で考へても、下士官、兵には非常に犠牲度が大いけれども、軍人恩給の復活といふものによつてはさう償われておらないところの階層といふものが一つある。それから遺家族、傷病者も申しましようか、こういうふうな戦争犠牲者で、軍人恩給その他によりましてまだまだ恵まれない階層といふものの一団がある。こういう階層に對しましては、あわせて國家補償と申しますか、社会保障と申しますか、こういう制度を、軍人恩給を復活させるといふならば、あわせてこれを進めて行かなければ片手落ちになる。これらに對して政府は、軍人恩給をさらに文官と均衡を得るよう改正をして行くといふことに同意をするならば、取り残されたところのこれらの階層に對しても、國家補償の立場から特別な措置なり、あるいは社会保険としての適切な措置なりを進めて行かれます御意思があるのか、この点を伺つたのでございませう。そういたしますと、直接担当でもないで、こ

意思の発表はできるだけ、約束できないう形になりましたので、担当大臣としての川崎さんにおいでをいたしたくということになったわけでございます。で、くどいようであります。戦争の犠牲者に対する国家補償としての軍人恩給の復活というものであれば、この軍人恩給の復活ということでは、この軍人恩給の復活という中で限っても、下士官、兵などに対する、大臣も今お話になりましたが、いわゆる動員された、応召されたこの階層というものを別にかかると、国家補償というものを別にかかると、戦時による犠牲を極端に受けているところの階層がございまして、これらに対して現状のままで、社会保障の上からいっても万全であるというお考えに立っておられるのか、具体的にこれらに対してどういうふうな国家が補償していくというお考えをお持ちになっておられるのか、こういう点を伺いたいたしております。

○国務大臣(川崎秀二君) 今回の恩給法改正に対しては、私も最終的に自民両党の修正案に賛成をいたし、また原案はもとより大久保大臣のお考えの通りに賛成をいたしましたものでありますから、今日のところ、これをもちつて旧軍人恩給並びに遺家族に対する補償を一応果たしたものと考えておるのであります。しかし今御指摘の通り、その内容につきましても、経緯についてはいろいろな過程がありまして、これは私は党内における少数意見でありましたので、この際発表を差し控えたいと思っておりますが、今後いろいろ

社会保障制度の拡充ということから考えますと、この案に対しては、さらに相当吟味をしていく必要は今後に残されておるのではないかと、いふように考えるものであります。それはいまだに御指摘の通り、下級将校あるいは下士官、兵というもののに対する給与よりも、上級将校に対して厚く給与しておるというところは、しばしば指摘をされております。私はかりにこの体系が今日とられる最良の手段であるにいたしまして、できればこの階層に對するやり方というものは、あの恩給法が復活をいたしました際におきまして、戦没者遺家族のこの法案が、戦時におきまして、で得る限り社会保障の配慮をしてもいい、社会保障制度に切りかえるという以前におきましては、まず軍人恩給のソクの中に、おいても社会保障的な配慮が必要ではないか、すなわち社会政策的な配慮が必要ではないかと考えておったものでございまして、しかしそれらはもちろん案の一部には取り上げられてはおりますけれども、私個人の過去の主張からいいますれば、かなり遠い形で今日実現をいたしております。これを今日の責任ある閣僚といたしまして、同意をいたしました以上は、この席においてそれ以上の意見を申し述べることとはできませんが、将来で得れば社会保障制度の側から次第にこの問題を考え直してみまして、恩給制度に対しても大きな斧鉞を入れるとともに、やはり国民全般に対する年金制度の中に次第に包含して行くような体系に改められて、初めて公平な形になり得るのではないかと、もとよりかの戦域に参りました人々と、戦いの庭に立たなかつ

た者との間に格差があるのは当然でありまして、これらの点については決して同一の主張をいたすものではありませんけれども、先進国におきましては、年金をとつておる上に恩給をとるといふようなことはできないような形になっておりまして、アメリカにおいてもスエーデンにおいても、年金を渡されておる者には恩給はこれを支給しないとか、あるいは恩給との差は別に徴収をするというやり方をやっております。その点は、相当今後年金制度を進めて行く上において大きな配慮をする必要があると思つております。従いまして、いろいろお尋ねでありましたが、現在の恩給法は、一応今日の段階としてはやむを得ざる修正であり、また私も同意をいたしましたことであり、また私も同意をいたしましたことであるから、これに対して批評は差し控えますが、で得る限り近い将来におきまして、社会保障制度を中心とした側よりこれらの問題を眺め渡して、そうして国民の世論に沿いつつ改正をして行きたいというふうに考えをいたしております。○加瀬亮君 先ほど来私の質問をいたしました点は、恩給特例審議会の答申に基きまして軍人恩給というものが復活をして参つたのでありますが、それに対しては、社会保障制度調査会の意見書というものは出ておつて、この意見書というものはあまり参照されておらないやないかというふうな点で疑問を持ったのでありますが、相当大臣のお考えに基づき承知しております。社会保障制度調査会の意見書というものが非常に重く考えられておるといふ点は承知いたしましたのでござい

ますが、今お言葉の中にもありましたが、極端にいうならば、復活された軍人恩給、それにさらに修正を加えましたところで、また社会保障というものをから離れまして、国家補償という点から考えても下士官、兵といふふうな方々に対しての補償というものはこれは不足である、不十分である、この点もあわせて考えて参るといふふうに了解をいたしたのでございしますが、そういったと、現内閣ではございせんが、前内閣におきましてこの軍人恩給が復活されましたに、軍人恩給という予算のワケを社会保障の中にわれわれは示されたわけでございますが、一部伝えられるところによりまして、アメリカに対してはこれを防衛費の中に組んでおつたという一説が盛んに当時とんでおつたのでございしますが、この点は大抵はさういふふうな御認識なされておられますか、かりに、私がこういふ唐突な問題を出しますのは、この軍人恩給というものは旧軍人を救済をする、あるいは犠牲に對して慰謝をするという表面の形でありまして、底に流れているものはさうではなくて、これによつて旧軍人で慰謝される場面、あるいは補償をされる場面というものは非常に少く、旧軍人というものをふたたび犠牲にして、何か違う目的にこれを使つて行く、さうであるならば私は非常に日本に将来に對しても悲しいことであると思つております。現内閣は社会保障制度を高く掲げて国民に臨んでおられるわけでございますが、今、大臣のお考えはよく承知したのでございしますが、軍人恩給の復活と前後いたしましたので、さういふ一説もなされておりますので

これらに對して現内閣としてのお立場もあわせてこの際はつきりと伺いたいたしてございします。○国務大臣(川崎秀二君) 旧軍人恩給費が防衛費の一部ではないか、あるいは防衛費となつておるものではないかといふお尋ねであります。これは全然別個なものでありまして、私からいへば、やはり広い意味の社会政策的な経費であるとは考えておるのであります。軍人恩給あるいは一般の文官恩給といふものは、世界の社会政策の学理と申しますか、考え方では、やはり社会保障ないしは社会政策的セクションの翼のもとにあるといふふうに大体論理づけられておるわけでありまして、私もその説を肯定をいたすものでありますから、防衛費となつたがりのあるものとは考えません。ただ民間や、あるいは政府の指導者がいろいろ演説をしたり、講演をして歩きます場合におきまして、軍備を日本に持たなければならぬときに、戦争犠牲者に対する何らの補償をしておらぬということでは、わが国の防衛論議というものができないのではないかと、さういふようなことを強調をいたす關係で、あるいは防衛費となつたがりのあることが一部の方々からまた批評もされ、それが半ば定説になる、さういふような傾向はございしますけれども、これは純然たる社会政策的な意義を持つておるものであります。防衛費となつておるものではないかと私は考えておるのでございします。○委員長(新谷實三郎君) この際他に川崎厚生大臣に御質疑のある方は御質疑を願ひます。○木下源吾君 まだあるでしょうけれ

ども、飯を食ってからにしたら……。

○委員長(新谷實三郎君) いずれ休憩はいたしますが、川崎厚生大臣は他に所用があるようですから、川島厚生大臣に対する御質疑のある方はこの際願いますと申すことを申し上げておるのてあります。まだ川崎厚生大臣に対してありますか……。ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

○加瀬完君 大臣の御説明よくわかるのでありますが、一点伺いたいのでありますが、そうすると、今までの御説明によりますると、この軍人恩給に關係のものの考え方というものは、むしろ厚生大臣としての考えの基礎は、社会保険制度調査会の意見書というものにウエイトがあるというふうに了解してよろしくございませうか。

○国務大臣(川崎秀二君) 私は内閣の閣員でありますから、今日決定いたしました恩給法に対しての考えと、この際直ちにこの席上において違ふ意見を申し述べようとは思いません。ただ私が将来意図しておりますのは、社会保険制度審議会の考え方が日本の恩給制度並びに年金に取り入れられて、そうしてそれが主軸になり得るような態勢を早く招来したものだといふ信念は持つております。

○加瀬完君 しかし結局恩給制度というものは、大久保大臣の言葉をもつてするならば、歴然たる事実としてこれにいろいろ修正を加えたり、あるいは追加をいたしましたりして、結局恩給制度というものの制度を固めて参りますと、大臣の今おっしゃるような

社会保険制度としての変革を来たすのに非常なむしろ障害というものになるというおそれもあるわけであり

ます。従つて社会保険制度というものを一日も早く実現を願うならば、こういったような問題に対して、鳩山内閣は社会保険というものを公約した手前からも、もう少し統一の言ひますか、社会保険としての一体的な施策というものを講ずべきじゃなかったかというふうに考えるのであります。この点はいかがでしよう。

○国務大臣(川崎秀二君) これは出発のときにいろいろ議論がありました問題でありまして、すでに問題としてはある。いわゆる戦没者關係の三法と言いますものが、この法律が作られたときに国家補償が、社会保険かというふうなことで非常な御議論があったというふうに聞いております。私も党内においては非常な議論をいたしました者の一人でございます。しかしして当時出ましたことが次第にいろいろな要求が累積をいたしましたして、ただいま御指摘の通り、今後社会保険制度を中心にしたものの考え方の方に転換するにいたしました。私も、かなりの困難があるといふことは、御指摘の通りだと思つております。従つて本年われわれの方から提案をいたし、それからさらに自由党、民主

党によつて修正をされたことは、確かに遺族その他に対する、遺族の心境あるいは環境を思ひますと、何となくも実施をしなければならぬことである。社会保険制度の考え方を伸ばして行くことには非常な大きな難関が、岩石のごとく横たわつたつあるといふことを私は否定をいたしません。

○委員長(新谷實三郎君) 他に厚生大臣に対する御質疑は……。

○木下源吾君 今のを伺ひしてあると、社会保険と軍人恩給とはつながりがあるようなことをおっしゃつておるが、やはりそれは違ふのだな。それは社会保険はあくまでも保障であつて、恩給はやはり一つの既得権になつてしまつて、余裕のある者でもそれはとる権利ができてくる。社会保険とは私は違ふと思うのだが、この点どうですか。

○国務大臣(川崎秀二君) 生き残りと言ひますか、サバイバーと向うでは言つておりますが、この体系の、まあ生きておられる軍人に対する恩給というものと、やはり戦没者に対する社会保険的な意味、また国家補償的な意味、まあ双方加へての立場というものはかなり違ふと思う。もう少し的確に申し上げれば、戦没者遺族の中には未亡人で非常に路頭に迷つておられる方もあるし、生活困難の実情もありまして、そのような意味合いで、戦没者遺族に対する年金が少し社会保険的な要素を含んで給付をされておるといふことは私は言へると思つてござい

ます。従ひまして、社会保険制度の純粹な出発点には立つておりませんけれども、ものによつてはその役目をいたしておるものがある。しかし御議論の点は多分これはむしろ社会保険制度の一環として行つべきじゃなかったか、こ

うおっしゃるのだと思つてあります。が、それは私の個人的な考えはその方に傾いておるものでありますが、今日実施をいたしました政府といたしましては、これは国家の補償において行つべきものだという考え方のもとに着手を

いたし、これが吉田内閣以来陸統提案をされております關係で、私は責任ある關係といたしましては、今日これは社会保険的な意味をかねての役割もいたしておるということをお答申申し上げるよりほかにないのでござい

ます。○木下源吾君 そこで社会保険ということと、この恩給ということとの間には共通の点も内容においてあることは認め得るが、しかし社会保険である場合にはもつと均衡がとれて平均にならなければならぬ。そこに問題があると思う。そこを今こちらもついておるのだらうと思ひます。社会保険であれば、要するに困難な者、それから一般的に保障をしてやらなければならぬ者になるのが社会保険の本質じゃないか。ところがこれではなるほど一部分は社会保険と共通な点があるけれども、これはきつては不均衡だといふところに社会保険との違ひがある。こ

こには厚生大臣としての非常な社会保険に対する責任があるのじゃないか、厚生大臣としての責任があるのじゃないか、こつちうに考へておるのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(川崎秀二君) この今回の提案あるいは修正案がでます過程におきましては、そういう議論はかならず厚生大臣といたしまして、また厚生省の事務當局も、たとえば階級差を圧縮するとか、あるいは下士官、兵の方により多くの重点をかけるかという議論はいたしたのであります。従つて御趣旨の点は十分に私どもは拝承いたすのでありますけれども、遺族会その他のいろいろな御要望があり、それを

反映いたしましたる自由党、民主黨の關係の議員の方が、この方が適當であるといふことのでかる提案になつたものと思ひます。そこで黨議が決定をいたしました以上は、私どももそれに従つて今日対処をいたしておる次第であります。こつち御了承願ひたいと思ひ

ます。○木下源吾君 その黨議決定によつてきまつたことをあなたがおやりなるのは、これはいささかも矛盾はありませ

ん。大いにけつこうなことであります。が、提案理由にもありますように、今次戦争の犠牲者中の最も気の毒な内容、こつちう内容が持つてゐるのだからこつち社会保険ではない、實際に……。しからばこつちうに戦争の犠牲をたくさん受けておる者は、先ほどもちよつと話があつたやうです

が、何か沖繩かどつちかひめゆりとかいう二十前の娘さんたちや、それから女学生やら、こつちう人たちが、軍人ではなくてもですよ、やはりその当時の忠告の、戦いの指導者の命令によつて、こつち戦死しておるわけですね。広島においても長崎においても、結果においては戦争の犠牲者がたくさん出ているわけですね。こつちうことを考へますといふと、厚生大臣としては、あくまでも私は戦争の犠牲に對する救済と言ひますか、それをつま

できない、こういうことに考えておるのです。従って厚生大臣は先ほど来、きまつたのだから、私は閣僚として従いますと、こうおっしゃるが、私はかつてベヴァンのあの去就をあなたは御存じだろうと思う。この吉田内閣においても当時の厚生大臣の橋本君ですか、あなたは御承知でしょう。私はここにやはり真に戦没者あるいは戦争犠牲者をほんとうにわれわれは救わねばならぬというこの意思は、これはほんとうに社会保険でやらなければならぬ。それを堅持せられるならば、厚生大臣は、ただ堂議決定をし、みなで決定をしたのだから、これに従っておればいいというのは、私はちよつと目ごろの川崎さんには不似合いな御答弁じゃないかと実は思つておるわけですよ。率直に腹の中で……。この点についてはどうですか。

○國務大臣(川崎秀二君) 私もこの社会保険の推進につきましては、たとえ社会保険の中心問題である健康保険を初めとする社会保険の強化政策、あるいは老令保障、さらには児童保護というような社会保険の三つ四つの大きな柱を強力に推進するためのプランを自分の胸にも描くとともに、事務機構等についても相当に変革をいたしました。社会保険企画室などを設け、着々次年度の案を練つておるわけでありませう。御承知の通り、私は第一次鳩山内閣の閣僚でございませんでしたので、本年度の予算並びに今回の恩給関係のスタートから閣内において参画することとを許されなかつた事情があるのであります。三月の十九日に厚生大臣たることを拝命をいたしました。予算の骨格がすでに出ており、その後主として社会保険の中心問題である社会保険の赤字問題等に没入いたしております。関係上、今回の遺家族の問題につきましても、根本的に論議を党内におきまして十分展開する余裕のなかつたことを残念に思つておるような次第であります。民主党内におきましては、今回北村徳太郎氏を委員長といたしまして、恩給制度並びに年金制度検討委員会なるものを設けられておりまして、明年度の予算編成等に当りましてはもつと本質的に考え直してもらいたい、たとえば今指摘の沖繩戦没の民間人、これはむしろ国に殉じた人々であります。その立場からいたしますれば、当然国家のために生命を投げ出さなければならぬ職業軍人とは違い、さなければならぬ職業軍人とは違い、さらに一そう崇高なる任務を帯びて散つていった人々である。かように存じておるのであります。従つてこれらに対するところの給付というものは、もとよりそういう人々に対してこそ行われなければならぬといふことは私も木下委員と同じであります。従つて、お前の心境はどうか、あの際辭職を賭してまで戦つたならばよいではないかという意味であつたのだらうと思ひます。ベヴァン氏とか、あるいは橋本君の故事を引かれてお尋ねであります。すでに何といひますか、予算のシュプールみたいなものが出ております。閣内、これに対して十分な施策をしなかつたことはなほ残念であります。今後これらの問題につきましては、なるべく私たちの信念を伸ばすような形で、党内においても実現を見るように努力いたしたい、かように

存じておる次第であります。

○木下源吾君 あなたは大へん時間がお忙しいようだから、あまり長くお引きとめはいたしません、ただいまの御答弁は、要するに、より今後戦争の犠牲者、あらゆる意味の犠牲者を、それはまあいろいろ範疇があろうが、社会保険的に救済する熱意が燃えておるから、この際は心だけで、ある断定で一つやつておるのだというように受け取つておきたいと私は思ひます。従つて私は、しかしおやりになることによつては国民が非常にたよりなく思つてゐる。ほんとうに今非常に大きな問題にやはりなりつゝあるのは、医療分業の問題です。川崎厚生大臣は厚生立場から所信を明らかにして、五月ごろには新医療費体系ができると、こういうことを言つて分業断行の所信を私は発表しておられると聞いておるのであります。今伝えるところによりますといふと、また大臣のこの純真な主張が通らないような場合にもなりかねないやうに私は思ふのです。それはいづれがいいか悪いかは別問題といたしまして、國民に対してこいねがわくば、たよりない厚生大臣だといふやうな印象を与えないやうに、今、日本の再建は非常に重大なときでありますから、ぜひ一つ御検討願ひたいと思ひます。私は今、大臣から聞いて、この法案がますます私は部分的であり、そうして思ひつきであり、いろいろな欠点がたくさんあることが今わかつてきたやうなわけでありませう。ただいまの希望を申し上げまして、時間を長くとりましてことに恐縮でありましたが、私はこれで終ります。

○委員長(新谷實三郎君) 厚生大臣に

対する質問は他にないやうでありますから、午後六時四十分まで休憩いたします。

午後六時八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

七月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、自衛隊法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月三日)

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月三日)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

昭和三十年七月二十八日印刷

昭和三十年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局